

午前 9時57分 開会

○委員長（渡辺栄六君） おはようございます。定刻まで少しありますが、皆さんおそろいの方ですので、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

委員の皆様には活発な審議、そして円滑な審査運営にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

現在の出席委員は14名であり、定足数に達しているため、会議は成立いたしました。

本会議において当委員会に審査を付託された議案は、認定第1号から認定第12号までの計12件であります。本日は、認定第1号 令和2年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取につきましても本日質疑終了後に行います。

それでは、審査に入る前に井畑市長から挨拶をお願いいたします。

井畑市長。

○市長（井畑明彦君） おはようございます。ただいま決算審査特別委員会の委員長のほうからお話を頂戴しましたとおり審査いただく案件が計12件ということになります。長丁場になりますが、何とぞ慎重、なお闊達なご審議を賜りますようお願い申し上げます。令和3年度も既に下半期ということでございますけれども、申すまでもなくコロナ禍の影響が2年度には色濃く、様々のところで出ておりました。かねて申し上げておりますように、コロナ禍にあつて、その対応をしっかりと尽くすこと、これはもう当然のことでございますが、しかしそれと同時にコロナ禍にばかり翻弄されているような行財政運営ではいけないと、そういう認識を持ちながら我々も様々な時に右往左往しながらということではございましたが、2年度の行財政運営に当たってきたところでございます。皆様方と厳正な中にも実りある審査を通じて、胎内市の持続可能性を高めていけるような、そんな決算審査にさせていただけたら大変幸甚でございます。重ね重ね長丁場となりますが、何とぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（渡辺栄六君） ありがとうございます。

それでは、これより認定第1号 令和2年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

審査の進め方については、原則1款ごとに歳出から審査を行い、歳出終了後に歳入の審査を行います。また、各款に共通する事項の質疑は歳出、歳入の各款の質疑終了後に行います。

ここで、各委員にお願いですが、質疑については複数の事項を一度に行わずに、できるだけ1件ずつ質疑されますようご協力をお願いいたします。また、委員及び執行部におかれましては、質疑及び答弁については簡潔をお願いいたします。

お諮りいたします。歳出の第1款議会費及び第2款総務費については一括して審査したいと思います。

うが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、一括して審査を行います。

それでは、第1款議会費及び第2款総務費について説明願います。

田部総務課長。

○総務課長（田部雅之君） おはようございます。それでは、認定第1号 令和2年度胎内市一般会計歳入歳出決算について説明いたします。

初めに、事項別明細書に基づき、歳出の主な内容を説明いたしますので、よろしく願いいたします。

最初に、88ページをお開きください。第1款議会費では、18節負担金補助及び交付金で政務活動費補助金のほか、市議会議員の報酬をはじめとした議会の運営に要する経費でございます。

次に、90ページからの第2款総務費でございます。1項1目一般管理費では、7節報償費で136行政区の区長謝礼、11節役務費で通信運搬費、12節委託料で電話交換業務委託料、13節使用料及び賃借料で人事給与システム賃借料のほか、職員の給料、手当等が主な支出でございます。

続きまして、92ページの2目電算管理費につきましては、12節委託料で鼓岡、大長谷郵便局証明書発行機設置業務委託料、基幹系システム保守番号制度対応作業委託料、13節使用料及び賃借料で基幹系システム賃借料が主な支出であります。18節負担金補助及び交付金では、マイナンバー制度による情報連携のための自治体中間サーバー・プラットフォームに係る交付金を支出いたしました。

次に、3目文書広報費では、10節需用費の消耗品費で各種法令集等の追録、印刷製本費では市報たいないの印刷経費、めくっていただきまして94ページ、13節使用料及び賃借料では法制執務に係るシステム使用料が主な支出であります。

続きまして、4目財政管理費では、12節委託料で地方公会計制度財務書類等作成支援業務委託料、13節使用料及び賃借料で財務会計システムの賃借料などが主な支出でございます。

次に、6目企画費につきましては、めくりまして96ページになります。1節報酬で地域おこし協力隊4人分の会計年度任用職員の報酬、7節報償費でふるさと納税返礼品に係る経費を、12節委託料では統合型GIS保守委託料、ふるさと納税業務委託料を、めくっていただきまして98ページ、13節使用料及び賃借料で地域おこし協力隊員の住宅借り上げ料や庁内情報ネットワークシステム、統合型GISサーバー等の賃借料が主な支出となっております。18節負担金補助及び交付金では、デマンドタクシーのれんす号の運行に係る地域公共交通協議会負担金、新発田地域広域事務組合負担金、合併振興基金運用益活用事業補助金、妊婦特別定額給付金、プレミアムつき商品券事業交付金などを支出いたしました。

続きまして、7目財産管理費では、めくっていただきまして100ページ、10節需用費で本庁舎の

光熱水費、12節委託料で清掃、当直警備業務委託料をはじめとした本庁舎管理関連の各種委託料が主な支出でございます。14節工事請負費では、旧東学校給食センター、黒川第1集落センター解体工事、本庁舎トイレ改修工事、船戸地内のり面崩壊対策工事、本庁舎1階窓口カウンターの設置改良工事などの工事請負費を支出いたしました。

続きまして、102ページ、8目交通安全対策費では、7節報償費で交通指導員の謝礼を、14節工事請負費ではカーブミラーの設置や修繕のほか、道路区画線整備に要した経費が主な支出でございます。

次に、9目黒川庁舎費は、光熱水費をはじめとした黒川庁舎の管理運営に関する経費でございます。

次に、104ページ、11目諸費、14節工事請負費では、市が管理する防犯灯16灯の設置工事費を、18節負担金補助及び交付金で自治会、集落が管理する防犯灯の設置、修繕に要した経費に対する補助金が主な支出でございます。

続きまして、106ページ、2項徴税费、1目税務総務費は、税務職員の給与費等が主な支出でございます。

2目賦課徴収費では、12節委託料に土地家屋評価に係る委託料のほか、めくっていただきまして108ページ、13節使用料及び賃借料において、確定申告支援システム、家屋評価システムや納税者や事業主などが市税の申告や各種報告をインターネットで行うためのeLタックスASP使用料、18節負担金補助及び交付金で航空写真共同撮影事業負担金などが主な支出でございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費では、職員の給料、手当等のほか、12節委託料で戸籍システムの保守改修業務委託料、住民基本台帳システム改修業務委託料、13節使用料及び賃借料で住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍システムの賃借料が主な支出であります。

めくりまして110ページ、18節負担金補助及び交付金では、個人番号カード関連事務交付金を支出いたしました。

続きまして、4項選挙費、1目選挙管理委員会費では、選挙管理委員会の運営に係る経費であり、5項1目統計調査費では国税調査等の統計に要した経費が主な支出でございます。

次に、112ページの6項1目監査委員費は、監査委員報酬など監査委員事務局の経費でございます。

以上で第1款議会費、第2款総務費の説明を終わります。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、第1款議会費及び第2款総務費について質疑を行います。ご質疑願います。

森本委員。

○委員（森本将司君） 97ページの7節ふるさと納税返礼品なのですが、毎年ふるさと納税

額というのは何倍にも増えて、いいことだなと思ったのですけれども、昨年度お米の在庫が1回切れたことがあったと思うのですけれども、品切れになった期間と、あと解消できるものなのか。もちろん返礼品の在庫という部分だと思うのですけれども、その理由というのですか、在庫切れになった理由とかも分かればお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 本間総合政策課長。

○総合政策課長（本間陽一君） お答えいたします。

お米が在庫切れになった期間まではちょっと把握していませんが、年度末ぐらいに在庫が切れたというのはありますけれども、これは各事業者がそれぞれ自分の保有しているお米を管理していきまして、その事業者によっては自分のふるさと納税に出す分のものがなくなってしまったというところで在庫切れということになります。全部の業者がなっているわけではありませんで、その辺はそれぞれの事業者が在庫を管理しながら、返礼品として載せておいて、なくなればその返礼品は品切れと、別のものを選んでいただくというような状況になってございます。

以上であります。

○委員長（渡辺栄六君） 森本委員。

○委員（森本将司君） そうしますと、業者さんが想定していた需要数を、需要と供給、供給が足りなくなってしまったということで、業者さんが昨年度を踏まえて在庫を用意すれば、品切れというのは起こらないということでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 本間総合政策課長。

○総合政策課長（本間陽一君） おっしゃるとおりそれぞれの事業者が確保できれば量というのがありますので、その辺はそれぞれ昨年状況を踏まえて準備して、在庫切れのないようにというふうになっているかと思えます。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺栄六君） 森本委員。

○委員（森本将司君） 毎年増えているという中でもやはり特にお米がすごく出ているというお話は聞くのですけれども、ほかの水であったりとか、そういったものの額というのは、米を抜いた額というのはどれくらい増えていますか、年々。お願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 本間総合政策課長。

○総合政策課長（本間陽一君） 去年との比較ちょっと今調べますけれども、2年度の状況でございますと12億円のうち10億9,000万円がお米、パーセントにすると90%を超えるぐらいがお米ということで、その次が地ビールが4,200万円ほどで3.5%、あと水につきましては1,600万円程度で、占める割合としますと1.3%というような状況でございます。全ての率については、ちょっと後ほどお答えいたします。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺栄六君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 今のふるさと納税の関連なのですけれども、うれしい誤算というか、想定

を超えるはるかに大きな寄附があつて、返礼品を出さなければならないのだけれども、1番人気の米が足りなくなってしまったという現象が起きたということなのですからけれども、どうしても米が希望なのだという人には来年新米が取れたらそのときにお返ししますというような話も聞いたのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（渡辺栄六君） 本間総合政策課長。

○総合政策課長（本間陽一君） お米のほうの返礼品につきましては、今年もそうなのですけれども、3年度産米についてはもう春から予約みたいな形で受け付けておりますので、どのくらい来るかは分からないので、なかなか各事業者もどのくらいというのも把握しづらいと思うのですけれども、予約みたいな形で4月ぐらいから秋のお米のものの寄附を受けておいて、新米が取れてから順次発送というような仕組みになってございます。

○委員長（渡辺栄六君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） ということは、令和2年度に関しては返礼品のことについては全てもう解決済みだということなのでしょう。

○委員長（渡辺栄六君） 本間総合政策課長。

○総合政策課長（本間陽一君） 返礼品について解決済みというか、2年度に寄附をいただいたものについては確実にお返ししております。2年度に寄附をして、それが6か月コースとか、12か月コースがありますので、まだ始まって6か月で終わったやつもあるし、まだこれから引き続き順次12か月お送りするというのもありますが、いただいたものに対してお返ししていないというものはありません。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 私も今回のふるさと納税に関連して質問させていただきますが、令和元年が寄附金が4.6億円ですか。令和2年度が12億円。約2.6倍増えたわけです。さっき胎内産のお米が非常に人気があつて、好調だというお話は聞いたのですが、2.6倍になったという部分の検証はされたのか。さらに、令和3年度に向けての対応はどういうふうな形を取ったのかをお聞かせ願いたいのと、あと一番下のほう、12番の委託料あります。ふるさと納税業務委託料、決算額で1億8,000万円ほど載っているのですが、当初予算は2,100万だったのです。それが約9倍の1億8,000万円になっている。この因果関係というか、どういうふうな仕組みになっているのか、簡単に分かりやすく教えていただければと思います。

○委員長（渡辺栄六君） 本間総合政策課長。

○総合政策課長（本間陽一君） まず、お米が2倍、3倍近く増えたという理由、検証につきましては、なかなか私どももなぜこんなに人気あるのだろうというのは考えたところではございますが、いろいろ見てみますと、やはりお米で胎内市ちょっと特徴的なのは、先ほどちょっと申しました定期便ということで、5キロずつ6か月とか12か月送るといふようなものがよそにはあまり

見られないので、受け取る側からするとちょうど1か月ぐらいつ使い切る5キロのものが毎月毎月送られてくる。何回も何回も寄附の手続をしなくても、1回やれば半年とか1年送られてくるというあたりが人気なのかなと。あと、新潟県産のコシヒカリというのが全国で見ても、やはり全国のブランドとして確立しているのかなと、その辺が理由なのかなというふうには検証しているところがございます。3年度につきましても先ほど申しましたように、各事業者の方が今年かなり増えたというのを踏まえて、それぞれまた今年もかなり来ていますけれども、商品の在庫を管理して、対応できるようにしているということでございます。

あと、委託料につきましては、寄附を受けてからの事務について寄附額の何%というふうに契約になっていますので、寄附額が増えるとそれに応じて委託のパーセントも、委託の額も増えますので、去年の場合だいぶ何回か補正させていただいたというところがございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 分かりました。私が聞いている範囲内では、ふるさと納税のネットのサイトありますよね。サイトの中でも全国がよく見るサイトの上ランクに上げたら非常にやはり人気が出てきたというふうに聞いたのです。そういう内容もあるのかなというふうに思って質問したのですが、そういうサイトの中でも目につく部分に上げて、人気が出たということもあるのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 本間総合政策課長。

○総合政策課長（本間陽一君） 今薄田委員の言われるとおりに、私もちょっと見ましたら非常に大きい割合を占めている楽天のサイトのお米というところのランキングを見ますと5位とか十何位とかという上位のほうにぱっと表示されるような状況になっております。ただ、そのランキングをどういうふうにするかというのは、それぞれのサイトがいろんな要因によってランキングを決めていますので、こちらが上のほうに上げるというよりはサイトのほうでの集計の結果のランキングで上がっていますが、そういうことで上位にランクされていますので、非常に目立つところにあるというところで選ばれているのも一因であるかと思えます。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） それは、もう結果的に上がったのですか。それとも、行政が意図的にそのサイトで上位に上げてくれということで、政策的にやったのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 本間総合政策課長。

○総合政策課長（本間陽一君） ポータルサイトそれぞれの方式でランキングつけていますけれども、基本的にはやはり人気のあるものが上位に来るということですので、行政のほうで上に上げてくださるか、下げてくださいという、そういうものではないです。あと、そのほかにもスポット広告というところで、ちょっと目立つ部分の広告を出したりもしていますので、その辺の効

果もあるかと思えます。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺栄六君） 坂上委員。

○委員（坂上隆夫君） 93ページの委託料のところ、鼓岡、大長谷郵便局証明書発行委託料がありますが、これは各郵便局でどれぐらいの利用があつたのかお願ひします。

○委員長（渡辺栄六君） 本間総合政策課長。

○総合政策課長（本間陽一君） ここにありますのはその設置の委託料ということで、運用が始まりましたのは3年度の4月からになっておりますので、3年度の4月から10月までで鼓岡が13件、大長谷が2件という状況でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） 111ページ、戸籍の住民基本台帳のところの18節で個人番号というか、マイナンバーカード、今胎内市でどのぐらい作成しているのか、まずその点お聞ひします。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答へいたします。

胎内市で9月末現在でマイナンバーカードを交付しているパーセンテージですけれども、32.06%となっております。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） この32.06%というのは、普及率からしたらされているほうなのか、それとも少ないというふうに見ているのか。

それともう一つ、実際に胎内市でこのカード使つて、例えばお医者さんに行つて、それ活用できるという、そういった受皿が整備されているのか、その整備状況というのはどういう状況になっているのかお聞かせ願ひします。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答へいたします。

交付率ですけれども、新潟県の平均が31.92%で、そちらを上回つております。30市町村だとランキングでいきますと15位ということで、ちょうど真ん中となっております。今ほどあつた受皿という部分、保険証の活用が今月からできるようになりましたが、まだまだ医療機関のほうで対応はできておりませんで、胎内市では1つの医療機関のみ利用できるというような、まだ少ない状況でございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） この普及率を上げるというか、これをやるために、これから胎内市としてどういったPRのあれやるのか。それとも、例えば今1件のみと言つたよね、お医者さんで。と

というのは、ある程度お医者さんだつて設備的な投資をしなければならぬと思うのだけれども、その辺では例えば国なり県なりの補助金といいますか、そういうのというのはあるのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

まず、普及のほうなのですけれども、マイナンバーが普及されるにはやはり利便性の向上というのが必要になるかと思うのです。国のほうで今保険証の活用とかいろいろ考えて、そのほうは利便性のほうを向上させるというようにしております。あと、胎内市独自のほうも今のようなことができるかというところは検討しているところでございます。あと、普及という部分のマイナンバーを受け取りやすい環境、そちらのほうも私ども力を入れてございまして、昨年10月から毎月の第2日曜日午前中に窓口を設けまして、交付、申請のほうを受け付けるようにしてございます。また、最近企業であるとか、団体であるとか、ある程度希望者を募っていただいた中で、こちらのほうから出向いて申請の受付、またその後の交付ということで、出張申請を始めてございますので、その辺は整備をしていくということで取り組んでございます。

また、マイナンバーカードの医療機関のほうなのですけれども、これは国のほうの支援制度がございまして。それを利用するには顔認証つきカードリーダーというのを医療機関のほうで設置しなければいけないのですけれども、こちらのほうは診療所、薬局については1台まで、病院については3台まで無償で配付、提供されているということで、胎内市の医療機関においてもカードリーダーは持っているという医療機関とかも多いです。ただ、それをまだつなげていないというようなところの状況で、まだまだ整備といいますか、活用がされていないというような状況であります。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 筧委員。

○委員（筧 智也君） すみません。今のマイナンバーカードについて1つお聞かせ願いたいのですが、医療機関で使用できるマイナンバーカードというのとは別に、コンビニでの戸籍抄本、謄本を手軽に取れるというメリットも多分大きいかと思うのですが、今現在胎内市でその利用ができる状態になっているのかという部分をお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

胎内市ではコンビニ交付のシステムは用意してございません。これまでも県内で言えば今20市の中で15市ほどコンビニ交付できるように体制を整えているといいますか、設置、つなげている状態なのですけれども、私どものほうでもそれは今までも検討してございまして、ただイニシャルコスト、ランニングコストが非常にかかるということと、あと設置している団体の状況をお聞きするとまだまだ利用しての交付率が低いということもありまして、またいずれ住民票が要らな

い、あとは戸籍が要らないというような時代もマイナンバーカードの普及によって訪れますので、総合的に勘案して、胎内市のほうではそれをまだ設置していないというような状況です。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 91ページの真ん中辺の7節報償費で50万5,000円ほど不用額になっていますけれども、これは2つの中身だと思うのですが、区長謝礼と文化の日の表彰費、それぞれ不用額はどれだけになったか。

○委員長（渡辺栄六君） 田部総務課長。

○総務課長（田部雅之君） 文化の日の表彰につきましては、令和2年度につきましては表彰の該当の方が少なかったということもございまして、不用額が出たということもございまして、不用額につきましては28万1,284円ということもございまして、区長さんの謝礼について不用額が出た金額につきましては20万3,400円という不用額が決算されております。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 区長の謝礼というのは、これほど誤差が出るのかなど。増えるのだったら世帯数が増えるから、分かるのですけれども、かなり多めにでは予算措置しているというふうに考えていいのですか。

それと、各区長のところに前は謝礼という表現ではなかったと思うのですけれども、それが謝礼になったことはなぜかというのと源泉しているのかどうか伺います。

○委員長（渡辺栄六君） 田部総務課長。

○総務課長（田部雅之君） まず、令和2年度から会計年度任用職員制度ということで、その制度改正がございましたし、その中で非常勤特別職の取扱いについても法律が改正されてございます。その関係で今まで、令和元年度までは、区長さんにつきましては非常勤の特別職ということで、報酬という形で支払いをしておったのですけれども、全国でそういう区長さんについての報酬というのは非常勤特別職には該当しないということで、行政協力員という扱いで報償費、謝礼ということで費目変更がされております。

あと、今回の区長の謝礼金の不用額が20万円以上出たということもございまして、一応区長の謝礼については均等割で2万3,000円、あと世帯ごとに1世帯ごとに1,800円を掛けて、分割して年額をお支払いするという形を取ってございまして、その中で不用額が大きく出たということについては、当初の予算で1万150世帯見積もって予算計上したのですけれども、その世帯数が少し過大にちょっと見積りがされて、今回20万円強の不用額が出たということもございましてご承知いただければと思います。

源泉徴収額につきましては、その支払いの都度源泉徴収をして、控除した額を振込させていただいております。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

- 委員（丸山孝博君） ありがとうございます。それで町内、集落によっては、区長さん本人、個人のところに振り込まれるものと集落に振り込まれるものがあると思うのですけれども、その数というか、割合とか分かります。
- 委員長（渡辺栄六君） 田部総務課長。
- 総務課長（田部雅之君） 自治会、集落の区長さんの謝礼につきましては、ご希望に応じて個人の口座にお支払い、振り込む場合と自治会の口座に振り込む場合ということで、希望制で毎年度行っております。個人か自治会の口座かのちょっと内訳については後ほど回答させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。
- 委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。
- 委員（丸山孝博君） そうすると、自治会に直接口座に振り込んだ場合というのも源泉の対象になるのかどうか、それ誰が払うのか。
- 委員長（渡辺栄六君） 田部総務課長。
- 総務課長（田部雅之君） 自治会口座に振り込んだ場合に源泉が対象になるかどうかもちょうと後で、後ほど回答させていただきたいと思います。大変申し訳ございません。
- 委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。
- 委員（丸山孝博君） では、ほかの質問で、この款でいいと思うのですけれども、毎日のように出生届とか死亡届があるわけですけれども、そのときに最近というか、数年前から新聞に出してもいいかどうかというのが出てきますよね。その割合というのはどんなものですか、希望する、しないは。
- 委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。
- 市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。
- 約8割ぐらいの方が希望されているというような状況です。
- 委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。
- 委員（丸山孝博君） これは、どちらも8割ぐらいですか。
- 委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。
- 市民生活課長（須貝 実君） はい、そのとおりでございます。
- 委員長（渡辺栄六君） 小野委員。
- 委員（小野徳重君） 103ページの交通安全対策費の工事請負ですか、聞きますが、先ほどの説明の中でカーブミラーの設置と区画線工事に係るという説明ありましたが、カーブミラーの設置個数と区画線の工事の総延長というのは分かったら教えていただけますか。
- 委員長（渡辺栄六君） 田部総務課長。
- 総務課長（田部雅之君） 今回道路区画線については3件ということでございます。あと、カーブミラーについては11件の設置工事をさせていただいております。区画線の総延長につきまし

ては、確認して後ほど回答させていただきたいと思います。大変申し訳ございません。

○委員長（渡辺栄六君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） 区画線の工事については、当然この辺は降雪地帯なので、当然除雪すれば本当に傷むわけですけれども、区画線工事については年次的に計画をやって、工事ですか。

○委員長（渡辺栄六君） 田部総務課長。

○総務課長（田部雅之君） お答えします。

区画線につきましては経年で消えていくと、見えなくなっていくということで、区長さんからのご要望ですとか、あと地域整備課と連携しながら、道路パトロールで停止線とか路側帯の線がちょっと消えかけているとか、パトロールに応じて優先順位を決めながら区画線の線引き、塗り直しをしているという状況でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 99ページの18節合併振興基金運用益の活用事業の部分なのですが、今回決算で770万円ほど決算上がっています。これは、地域のいろんな活動の部分で行政として補助していこうという事業なのですけれども、内容を見たら2型が38件令和2年度はありましたよと。残念ながら1型がゼロだったのですが、この辺1型、8割補助の部分は申請がないものでしょうか。その辺2型がもう全部なのですけれども、それが1つと、あとこの提案について大体予算どおりの決算になっているのですが、各地域からの要望というのは多くて断るのか、それともほぼほぼあるのか、その辺の状況を教えてくださいませんか。

○委員長（渡辺栄六君） 本間総合政策課長。

○総合政策課長（本間陽一君） 1点目の1型のほうにつきましては、1件申請ございましたけれども、審査会で不採択という形になってございます。

それから、各年度の要望につきましては、大体30件から40件ぐらいで大体予算どおりの額が要望来ているというような状況でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） これの条件というのは、例えば毎年はできないのですよね。この辺どのぐらいの頻度で提案して、予算補助いただけるのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 本間総合政策課長。

○総合政策課長（本間陽一君） 基本的に連続しては受けられません。ただ、別目的のものは受けられるものでございますけれども、令和2年度の状況でいいますと38団体に交付していますけれども、そのうち別の目的でいただいていますのが7団体、31は昨年なくて、今年来たということでありまして、去年がやはり30団体していますので、2年間見ますと去年30、去年受けていない、また別のところが28ですので、2年間で58の団体が受けているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 結構やはり1回やると、いい制度だなということで、次、次という地域の要望は高いと思うのです、この制度は。ただ、問題はこういう制度があるというのはなかなか、分かるのだけれども、面倒くさいというやはり地域はあります。そういった部分の方にも広く活用していただくというのがやはり公平性から見れば必要だと思うので、この辺の部分の制度の説明なり、こういうのありますよというのはどんな形で広報されているのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 本間総合政策課長。

○総合政策課長（本間陽一君） 周知につきましては、前期、後期の区長会で制度の説明をして、周知しているところがございますし、あとまたいろんな手続については電話とか、またおいでになられたときには丁寧に書類の作成の補助とか、作成手伝いしたりとかということで行っております。また、もっと気軽にご相談いただけるようなことをまた周知してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 薄田委員の関連なのですが、やはりおっしゃるとおりなのです。要するに分からない、申請できない。大体文化の日に表彰されるぐらいの区長さんであれば、もう十分理解してやっていけるし、職員のOBさんが区長になっているところも十分対応できる。ところが、例えば1年交代の区長さん、そういうところというのは例えば前期、後期の区長、恐らく前期のときに制度的なことを全部説明すると思うのだ。しかし、その中身というのはなかなか理解しづらいのです。だから、来てくれれば何とか対応してやるとか、どういった内容なのかも分からない。聞きに行けないというか、だからそのまま終わってしまうというケースも結構あるのです、聞いてみると。だから、こういう合併振興基金なんていうのは割と使いやすい制度なのだ。だから、これをうまく活用できるような、例えば市報にこういうのも十分利用できますからということをやったりやっ、役員さんとか区長さん以外の人でもこういうのあるのだったらどうだろうというふうな感じでもっともっとPRするような、市報にも1回ぐらい出るのか。そういうのもある程度コンスタントにやはり出るような、そういう何かのあれもあればいいなと。割とうちの町内も区長さんも毎年替わるものだから、有効活用という面ではなかなかそこまで活用しづらい面も、昨日の延長戦ではないのだけれども、あるのです。よろしくをお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 私のほうからちょっと補足がてらお答え申し上げます。

担当課長から説明申し上げましたとおり前期区長会、後期区長会で、必ずそこは大切な部分なので、お伝えしております。それで足りない部分、今ほど市報、その他ということに関しても、これまでも何度も周知を行ってきております。さらに使いやすさであるとか手続等については周知を図っていく、これはさらに拡充すべきがあれば努めてまいりたいと思います。そこで、私自

身がこの件に関して思っておりますのは、手続とか周知もさることながら、今特に小さな町内、集落においては、この制度は分かるのだけれども、そもそも自治会としてそういうことをやろうかといったような機運やら意識醸成がなかなかはかばかしく進んでいないということのほうが大きな要因になっているのではないか。しかも、生産年齢人口が少なくなってきた、これ補助金ですから、皆さんが合意して、公共的なところに幾ばくかの支出をすることに対してもなかなか前向きになっていただけないというような区長さんの声をお聞きすることもあります。星の宮に関していうと、区長さんしょっちゅう私のところも立ち寄ってくださっているのです、何かありましたらどうぞというような場面も多々あります。星の宮だけの話でももちろんないわけでございますけれども……

〔「1 だな」と呼ぶ者あり〕

○市長（井畑明彦君）　そうですね。1か2かと、2の区長さんにもぜひ来ていただいて一向に構わない。それは余談ですけども、いずれにしてもそういったことも含めてコミュニティーの維持、それから活性化が大事なので、どこかで、今実は市内でもプロジェクトも組んでいるのですけれども、そういった事柄について何か補助金だけではなく、もう少し手厚い、そして何か困っているところに手を差し伸べられるような支援、そういったことについても幅広く考えていて、そして地域の活力と持続性、それから交流なども促進されるような、そういう手だてを考えていく必要性、これを我々なりに認識しているところでございますので、来年度からすぐできるかどうか、何らかの形で拡充を図っていきたい、そういう方針を持っているということを皆様方にもご理解賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺栄六君）　小野委員。

○委員（小野徳重君）　103ページの財産管理費なのだけれども、21節の中で旧市設住宅改修補償金というのがありますよね、220万円。この内容をちょっとお聞かせください。

○委員長（渡辺栄六君）　小熊財政課長。

○財政課長（小熊龍司君）　すみません。お答えいたします。

前山台にあります市設住宅がございましたけれども、これ売払いをさせていただいたのですけれども、ただその後その住宅に欠陥というか、そういうのが見つかりまして、その対応といたしまして、内容としては売却時には発見できなかったシロアリの被害がその後見つかったということで、その補償といたしますか、修繕分について補償金としてお支払いをしたという内容でございます。

○委員長（渡辺栄六君）　田部総務課長。

○総務課長（田部雅之君）　先ほど答弁保留にさせていただきました、まず自治会区長さんへの謝礼金の支払いの内訳でございます。区長さん個人にお支払いしている件数が121件、あと自治会の口座にお支払いしている件数が15件ということでございますし、自治会口座についての振込に

ついても源泉徴収控除後、控除額を自治会口座に振込させていただいております。

あと、小野委員さんからのご質問のごさいました区画線の総延長でございますけれども、3件で1,284メートルということでございます。

○委員長（渡辺栄六君） 本間総合政策課長。

○総合政策課長（本間陽一君） 先ほどの森本委員からのご質問で保留していた米と水の伸びの状況でございますけれども、米につきましては額で約8億1,000万円伸びて、約4倍になってございます。水類につきましては、もうほとんど同額という状況でございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 森本委員。

○委員（森本将司君） お米がすごく伸びている、ほかは横ばいということなのですが、業者さんにこういうやり方すると伸びるのではないですかみたいな、そういった指導みたいなのかというのはしていないのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 本間総合政策課長。

○総合政策課長（本間陽一君） 返礼品を選んでいただくテクニックと申しますか、どういうふうになればいいかというのはポータルサイトのほうからもいろんなアドバイスがありますので、その辺は事業者の方にお伝えしたりして、寄附で選んでいただけるようなアドバイスはしてございます。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺栄六君） 坂上副委員長。

○委員（坂上清一君） 99ページ、18節交付金、妊婦特別定額給付金ありますが、これは何人出生して、幾ら1人当たり給付しているのか教えてください。

○委員長（渡辺栄六君） 本間総合政策課長。

○総合政策課長（本間陽一君） これにつきましては、国のほうで1人10万円の……国で妊婦さんに1人10万円というのがございまして、それが……一般の定額給付金ということで1人10万円がございまして、その対象が令和2年の4月27日までの方が対象になってございまして、その後生まれた方も年度で不公平が出ないように市のほうで行ったものでございまして、127人に交付したものでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺栄六君） 坂上委員。

○委員（坂上清一君） だから、これ特別という言葉がついている……

○委員長（渡辺栄六君） 本間総合政策課長。

○総合政策課長（本間陽一君） 名称につきましては、国の特別定額給付金で、そのとき対象にならなかったお子さんの分ということで、妊婦という名前をつけて名称としたものでございます。

○委員長（渡辺栄六君） 坂上委員。

○委員（坂上隆夫君） 109ページの18節負担金、この中に航空写真共同撮影負担金700万円とあり

ますが、これの利用目的とといいますか、どういうふうなことに使うのか内容をお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 安部税務課長。

○税務課長（安部孝志君） こちらは定期的に航空写真を撮る中で、これまで単独で行っていたものを新発田市、聖籠町と共同でやるということで今回行ったものでありまして、金額で300万円ほど単独でやるよりも安くなっておりますし、共同でやるということで行ったものでございます。GISシステムに利用しておりますけれども、航空写真を撮ることによって、17条図の区画線と現状とすり合わせるために航空写真を撮っております。

○委員長（渡辺栄六君） 坂上委員。

○委員（坂上隆夫君） 今GISシステム、今言われたのちょっとよく分からないので、もうちょっとよろしくをお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 安部税務課長。

○税務課長（安部孝志君） GISシステムは、電子マップの中に地図情報と所有者とか、面積とか、そういったものをリンクさせて活用しているシステムでございます。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） ちょっと分かりづらくて申し訳ありません。簡単に言いますと、固定資産税の課税客体を的確に正確に把握するために用いている航空写真でございまして、通例の課税客体できちっと把握した上で課税に結びつける。それから、固定資産税に関しましては評価替えということを定期的に行うわけでございますが、そこにも反映できる部分を反映させると。航空写真を撮るのをそれぞれの自治体で行っているのではなくて、共同で行うことによって、ただいま担当課長が説明申し上げましたが、より安くできるということで、こういうシステムに変え、こういう支出を行ったということでご理解いただきたいと思います。ちょっと分かりづらかったかと思いますが、そのようなことでお願いをいたします。

○委員長（渡辺栄六君） 坂上委員。

○委員（坂上隆夫君） 大変よく分かりました。これは、毎年ではなくて、何年かに1遍やるわけですか。

○委員長（渡辺栄六君） 安部税務課長。

○税務課長（安部孝志君） 定期的にやるものでもございませぬ。必要に応じてやっていると。毎年、3年に1遍やるというような方式ではやっていないと。前回平成29年に行っておりますので、そのぐらいのスパンで行っている……

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺俊委員。

○委員（渡辺 俊君） すみません。105ページ、黒川庁舎費の14節工事請負費、3つばかり載っているけれども、ちょっと説明してください。

○委員長（渡辺栄六君） 佐久間学校教育課長。

○学校教育課長（佐久間伸一君） それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、施設整備工事でございますが、こちらについては車庫棟の屋上の防水工事等でありま
す。その下の電話機移設工事並びに設備移設工事については、生涯学習課が庁舎内で場所移動し
たということで、その移動に伴う電話機の移設ですとか、または設備の移動に係る工事というこ
とでの経費でございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 教育委員会関係だけだということで、今後黒川支所から黒川庁舎に移って、
この決算で約2年なのだけれども、窓口利用者数というのは2年度は把握していますか、どの程
度だったかというのは。もし把握していれば、例えば感覚でもって、3年前か、黒川支所時代の
窓口利用者数と黒川庁舎になってからの2年間、窓口利用者数というのはどんな感じなのかな
と。

○委員長（渡辺栄六君） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤一孝君） お答えいたします。

黒川支所の窓口業務の取扱い件数ということでお知らせさせていただきますが、例えば市税関
係の証明書等の取扱い件数で申し上げますと、例えば令和元年が251件だったものが令和2年度
では239件ということになってございますし、戸籍の抄本、謄本の関係で申し上げますと令和元
年が1,907件であったものが令和2年ですと1,826件ということで、年々取扱い件数というものは
減少してきております。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） このままいくとだんだん減少していくと。決算というより予算になってし
まって申し訳ないのだけれども、一応黒川庁舎というのは本庁舎が災害なんか起きたときに、サ
テライトオフィスのような感覚で持っていくと、たしかこの年度はそんなふうに言っていたみたいだ
けれども、とすれば大体大きな施設の改修とかは終わったと見ていいのだろうか、黒川庁舎は。
今後発生してこないのだろうか。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

黒川庁舎もご存じのとおり老朽化はかなり進んできている。本庁舎もそうなのですけれども、
黒川だけ抽出をして、どのように対応していきましょうかという明確な計画を今我々が持ち合わ
せているわけではございません。しかし、全ての施設の長寿命化等々含めまして、サテライト機
能は、ではどの程度求められるのかというのは、これから今ご質問のあった利用頻度、利用度合
い、その他を勘案しながら、今現在は主たる機能を教育委員会というふうにしていますけれども、
その辺りも含めて様々に考えながら決定をしていくということになるかと思えます。災害とい

う視点から考えますと、そういったところが欠落してもいけませんので、様々に配慮を巡らすべきは巡らしながら考えてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で第1款及び第2款の質疑を打ち切ります。

席は替わりますか。

次に、第3款民生費について説明願います。

須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） それでは、114ページから135ページにわたります第3款民生費についてご説明申し上げます。

114ページ、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、職員の人件費のほか、10節需用費で地方創生臨時交付金を活用したマスク、防護服、衛生用品の購入費が主な支出であり、12節委託料では社会福祉協議会の委託により行っております生活困窮者自立支援事業委託料、18節負担金補助及び交付金では民生児童委員協議会の事業運営、活動手当に係る補助金のほか、次ページに移りまして社会福祉協議会の職員の人件費及びボランティアセンターの運営費に係る補助金、国の緊急経済対策として1人につき10万円を給付した特別定額給付金が主な支出でございます。27節繰出金の保険基盤安定繰出金及び国民健康保険事業繰出金では、国民健康保険事業の財政安定を図るため、政令で定める基準に基づき国民健康保険事業会計に繰り出したものであり、保険基盤安定繰出金は保険税軽減として低所得者数に応じた保険者支援、国民健康保険事業繰出金は主に職員給与、出産育児一時金及び財政安定化支援に係る繰出金でございます。

2目心身障がい者福祉費では、12節委託料で障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう支援する地域活動支援センター事業、生活支援・生活サポート事業、相談支援事業、日中一時支援事業などサービスを提供する事業者への委託料が主な支出であり、118ページ、18節負担金補助及び交付金では障がい者支援施設、障がい児入所施設中井さくら園の負担金、19節扶助費ではホームヘルプなど訪問系サービス、生活介護など日中活動系サービス、施設入所支援など居住系サービス等の自立支援給付費及び医療費が主な支出でございます。

3目老人福祉費では、7節報償費で敬老事業に係る長寿顕彰費、米寿記念品、敬老会が開催できなかったことから、対象者へお贈りをさせていただきました長寿を祝す敬老記念品代、120ページ、12節委託料では塩の湯温泉施設の運営委託料、養護老人ホームへの入所措置に係る委託料、塩の湯温泉の改修工事設計業務委託料、地方創生臨時交付金等を活用した介護予防パンフレット製作委託料、独り暮らし高齢者を対象とした緊急通報装置の設置に係る委託料などが主な支出でございます。18節負担金補助及び交付金では、新潟県後期高齢者医療広域連合負担金、養護老人ホームあやめ寮及びひめさゆりの運営に係る下越福祉行政組合負担金、今年4月に開設した福祉

施設まち・らぼ内の認知症対応グループホームの施設整備に係る補助金及び開設準備に係る補助金が主な支出でございます。27節繰出金では、後期高齢者医療、次ページに移りまして介護保険事業特別会計へそれぞれ定められた負担割合による額を繰り出したものでございます。

4目老人福祉施設費では、17節備品購入費で指定管理施設デイケアセンターと・も・だ・ちの特殊機械浴槽の老朽化に伴い入替えをいたしましたものでございます。

5目福祉交流センター費では、福祉交流センター有楽荘の管理運営に係る委託料が主な支出でございます。

次に、6目地方改善整備費につきましては、人権教育啓発推進に係る支出が主なものでございます。

次に、124ページから127ページにわたります2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、124ページ、18節負担金補助及び交付金で子育て世帯並びに独り親世帯に対し、新型コロナウイルス感染拡大による負担軽減のための給付金、19節扶助費では母子、父子家庭に支給する児童扶養手当、独り親家庭の医療費を助成する独り親家庭等医療費助成金が主な支出でございます。

次に、126ページから129ページにわたります2目児童措置費につきましては、保育士職員及び会計年度任用職員の人件費のほか、12節委託料では私立保育園運営委託料及び公立保育園の施設保守点検維持管理委託料、128ページ、14節工事請負費では3園の遊戯室でつり天井落下防止工事及び新型コロナウイルス感染防止に関する工事費を、18節負担金補助及び交付金では私立認定こども園負担金及び私立園での新型コロナウイルス感染防止対策への補助金、19節扶助費の児童手当が主な支出となっております。

次に、128ページ、3目児童福祉施設費につきましては、なかよしクラブの運営に係る経費などが主な支出でございます。

次に、132ページ、3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、職員の人件費のほか、134ページ、2目扶助費は生活保護世帯へ支給をいたしました生活扶助費、医療扶助費等の生活保護費の支出でございます。

4項国民年金費は、国民年金事務に係る経費でございます。

以上で第3款民生費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、第3款民生費について質疑を行います。ご質疑願います。

羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 115ページ、最後の民生児童委員協議会補助金ですが、又聞きなのですけども、民生委員の手当が低くなった、少なくなったというふうにお聞きしたのですが、いつからかもちょっと分からないのですけれども、ですから民生委員の手当というのはどんな額払われているかお聞きします。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えします。

民生児童委員の方々へ支払う活動手当の額につきましては、正副会長職で月額7,900円、それ以外の委員の皆様には月額6,900円を支給しております。今委員さんがおっしゃったような活動手当が下がったということではございません。このほかにも県のほうから定額の活動手当が支給されてございますし、県内の状況を見ましても胎内市は平均よりも少し高い額といったような状況でございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） 117ページですけれども、下のほう、12節委託料のところでは日中一時支援事業委託料1,300万円ぐらいありますけれども、これの内容をちょっとお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えいたします。

日中一時支援事業につきましては、そら倶楽部という障がい者の施設がございますし、そのほかに奥山の荘と旧本条小学校で行っているところの事業所において、障がい児等の日中預かり、障がい者の日中をそここでお過ごししていただくといった内容となっております。現在サービス提供している事業所は、全部で6事業所で行っております。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 117ページの医療費の中国残留邦人支援給付金がありまして、不用額が結構出ているのですけれども、その理由と、あわせて胎内市に現在何名ぐらいの中国の方が住まわれているのか教えていただきたいのですが。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えいたします。

中国残留邦人につきましては、これまで胎内市ではお一人ということでした。ご質問の不用額ということですが、これまでお一人の方に給付費を、長く入院されておりましたので、給付をさせていただいておりましたが、令和2年の11月にその方がお亡くなりになられた関係で、その分多く不用額が発生したという状況でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 残留邦人の関係ではなくて、今胎内市に中国籍というか、中国人の方がどのぐらいおられるのか、居住しているのか、もし分かれば。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

約60人中国の方がおられます。

○委員長（渡辺栄六君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 違う款で、失礼します。それは、学生とか、農業研修生とか、全て含んだ数なのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） はい、そのとおりでございます。留学生の方も多くございまして、40名ほど留学生が居住しているところでございます。

○委員長（渡辺栄六君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） 115ページの委託料なのですが、その中で葬祭委託料というのがありますよね、14万何がし出ていますが。これって内容どのようなあれですか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 葬祭委託料14万9,000円でございますが、令和2年の4月に身寄りのない方、この方、市営の公営住宅にお住まいの方だったのですけれども、全く私どものほうで調べたのですけれども、身寄りがないといったところでございまして、墓地埋葬法に関する法律に基づきまして、そういう場合は市町村長でと、火葬、埋葬といったようなことに基づきまして、葬儀に係る費用を葬儀屋さんのほうに委託をさせていただいたということでございます。

〔「これ1名ですか」と呼ぶ者あり〕

○福祉介護課長（須貝正則君） 失礼いたしました。お一人でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） 123ページの下のほうで、12節委託料、弁護士法律相談業務委託料とありますけれども、これは相談する方にとっては非常に助かる制度だと思うのですけれども、年間どれぐらいの人がこれを利用されていて、その中で訴訟に発展したようなケースがあるのか。あと、たくさんあればどんな主な内容かというのも分かりづらいかと思うのですけれども、件数的に一番多いのはどんな相談内容だったのか。お願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 田部総務課長。

○総務課長（田部雅之君） 弁護士法律相談業務委託料37万8,000円でございますけれども、毎月弁護士相談ということで、人権啓発係のほうで予約電話を受け付けて、多い場合は抽せんなり先着順ということになりますけれども、昨年度、令和2年度につきましては50名の利用がございました。相談内容については、離婚問題とか相続問題が多く相談としてきておりますし、その中で多いのが相続の関係の問題ということでございます。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） 訴訟に発展したケースなんかはあるのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 田部総務課長。

○総務課長（田部雅之君） 裁判とか訴訟に発展したということについてはございません。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 先ほど小野委員の関連ですけれども、公営住宅で独り暮らしの人が亡くなって、身寄りが無いということでこういう措置をしたという説明でしたけれども、早い段階から入っていたのだらうと思われませんが、そのときには保証人がいたと思うのです。そういう関係者というのも連絡は取れなかったのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えします。

この方の場合、入居当時保証人はいらっしゃいました。保証人がないが理由に入居お断りはしていないわけでございますけれども、その方がここ最近亡くなられたというところで、保証人の方にご対応いただくことができなかったという事情でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） この前の定例会でも県内で保証人を拡大した条例が可決しましたけれども、なかなかやはり保証ということになるとするほうもされるほうも大変だということでの配慮だと思っておりますけれども、公営住宅に限らなくてもいいのですけれども、公営住宅の場合はすぐ分かりますが、昨年独り暮らしで亡くなられていたという方というのは結構いたものですか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 独り暮らしでお亡くなりになられた場合というところで、それが、詳しくその状況が私どものほうで把握できないものですから、正確な人数というのは把握できないのですけれども、様々な支援される方々からご提供いただく状況によりまして毎年10人前後、お一人の状態で亡くなられていたといったようなことは聞いております。申し訳ございません。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） では、別の質問になりますが、135ページの国民年金の問題、昨日の一般質問の続きみたいになって申し訳ないのですけれども、昨日の一般質問だと納付率が約85%だということで、逆に言えば15%の人が納付困難だということになっているわけです。かなり多いなというふうに、全国よりも低いのですけれども、納付できない人は。その人たちというのと減免、免除というのは、やはり納付できなければ減免、免除というのが制度があるということで利用するわけですけれども、納付できない人15%の中にどれぐらいの割合というか、そういう統計というのは出ていないわけですか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

令和2年度末で1号保険者が2,495名おられます。昨日もお答えいたしました、そのうち1,141件の方が納付猶予、免除を受けている方です。その方を除いた数の中で保険料を納めてい

の方というのが納付率でいうところの84.6%ということでございますので、保険料の金額ベースでの納付率になりますが、それを参考として概算で出すとほぼ200人ぐらいの方が納付未納というか、納付できていないという方になろうかと思えます。ただ、納付率も委員がおっしゃるとおりに県の平均も超えていますし、全国平均は71.5%ですので、それを大幅に上回っているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 昨日時間あればもうちょっと質問したかった内容なのですが、結局納付できない、しない、免除、猶予している人というのは、将来的に年金が全額もらえないわけです。そうすると、やはり少ない、そうでなくても月額6万5,000円程度の年金でしかないのに、それが納付できなかった、猶予された、減免されたということで、かなりやはり減らされるわけです。そういう人たちというのも相当数現在でもいるというふうに思っていますか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

例えば学生の納付特例を使って、納付を今猶予されている方というのも2年度で380名いまして、この方が非常に一番多いわけで、その方たちは後10年間のうちに追納という形で納めていなかったものを納めることによって、保険料を満額受け取ることができるというような制度でございます。やはり学生さんですと親御さんが仕送りで大変な時期でもあるから、その間はただ納められないけれども、その後追納という形で納めていただくという方が多いのかなというふうには考えてございます。それ以外にでも昨日言った産前、産後の免除の方であるとか、そういった方はそもそも保険料を納めずとも、保険料を納めたとみなされるということで、年金の受け取る金額には影響を及ぼさないという方もおられます。ということで、その中でも年金の受け取る価格に計算上反映されるという方もおられますので、一概に多い、少ないということではないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員に申し上げます。令和2年度の決算についてのご質疑をお願いします。

○委員（丸山孝博君） 10年以内であれば、遡って保険料を納めれば保険料も満額に近くなるのですけれども、では昨年、そういう遡って減免、免除をした人が10年以内であれば遡って納めれば、それは満額近くになるのですが、そういう人たちというのははどれぐらいだったかというのわかりますか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） この集計は、年金機構が行ってございまして、そこまでの資料は

私ども頂いておりませんので、申し訳ございません。お答えできません。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 同じ134、135ページの生活保護費の件でお聞きします。

上のほうの2の扶助費、当初予算額が2億1,500万円ですか。減額が670万円して、結果的には約2,500万円マイナスの決算になっています。この2,500万円かなり大きいと思うので、その内訳はどういうことになっているのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えいたします。

まず、保護者の状況の内訳でございます。令和2年の3月末時点、令和2年度当初の時点で121世帯、139人、そして年度末現在では107世帯の125人ということで、少し減少をいたしております。生活保護費の内訳でございますけれども、生活扶助が7,252万円、そして一番大きいのが医療扶助でございます、1億1,400万円、それから介護扶助が370万円といったような状況でございます。よろしくお祈いします。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） ありがとうございます。一応当初予算のとき確認したのが、予算時は120世帯、保護人員として138人だよという予算の中で2億1,500万円ですか。それが結果的に今回107世帯、125人になったよと。かなり減っています。さっき、当初市長から令和2年度はコロナ禍の中で、非常にやはりいろんな形で大変だったという部分が私は認識しているのですが、生活保護自体はこんな形で減っているという部分で、どんな要因で減ったのかなというのが分かれば教えていただけますか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 令和2年度の特徴的なところとして、お亡くなりになられた方が実に例年に比べると多かったというのが大きな理由でございます。全国的な傾向もそうでございますけれども、コロナ禍において生活困窮相談等の生活困窮者支援の部分につきましては、かなり増えておりますけれども、ご質問いただいております生活保護の申請状況につきましては、横ばいが続いておりましたが、ここ最近に来て増加傾向にあるといったところで、今年度に入りましてからは増えてきているといったところでございます。よろしくお祈いします。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 今生活困窮者はそうでもないけれども、生活保護者は減っているという話で、この115ページ、生活困窮者自立支援事業委託料、結果的に2,400万円なのですが、当初予算は2,460万円。増えていないのです。そういう部分からすると、この生活困窮者も予算内に収まっているし、生活保護の実態も減額しているということで見ると令和2年度はそんなに生活困窮、生活保護者は多くなかったという認識でいいのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 生活保護費は扶助費ということで、生活保護の受給者に対して直接お支払いするものでございますし、一方で生活困窮のお尋ねの委託料に関しまして、主な支出は社会福祉協議会の専従の相談支援員、3名体制で行っているのですが、これは人件費の変動によってということで、相談件数自体は令和2年度の実件数で申しますと233、延べで申しますと2,383、令和元年度実件数で172、延べで申しますと2,219です。こうした状況を見ますと、相談そのものは大幅に増えているといった状況でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 今薄田委員の関連で、参考までに教えていただきたいのですが、生活保護の受給者の中、また困窮の相談する方の中に外国人の方っておられるのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 外国の方の生活保護受給者はありません。ただ、生活困窮の窓口には、二、三人と記憶しておりますけれども、ここ最近ではございますけれども、先般の議決をいただいた生活困窮者の給付金のほうのご申請もお一人いただいているということで、二、三人といったような状況でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 笥委員。

○委員（笥 智也君） 125ページです。18節、19節にあります。18節は、ひとり親世帯臨時特別給付金が並び、19節のほうのひとり親家庭等医療費助成金、こちらのほうの大体ひとり親世帯の方の把握、またお子様のほうだと思っておりますが、何歳までの対応になるのか、大体利用された件数、その辺教えていただければと思います。

○委員長（渡辺栄六君） 丹後子ども支援課長。

○子ども支援課長（丹後幹彦君） お答えいたします。

まず初めに、ひとり親世帯臨時特別給付金に関しまして、これは国の制度でございまして、コロナで非常に生活が苦しいという中での支給でございます。この対象世帯といたしましては、まず基本分として児童扶養手当等を受給されている世帯229件ございました。また、これを含め、支給している、していないにかかわらず、ひとり親でコロナにより一時的に収入が減ったというような方々に対しても追加として、プラスとして73件支給されているものでございます。対象年齢というのは、子供さんの対象年齢……子供さんは、基本的には18歳までの子供さんということになります。

続きまして、19節ひとり親家庭等医療費助成につきまして、世帯数といたしましては、令和2年度、ちょっと捉える時期によって数名誤差がございますが、この部分につきまして220人、220世帯該当ということでございます。同じく子供の年齢につきましては18歳までということで、親、子供双方の医療費の助成ということでございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 坂上委員。

○委員（坂上隆夫君） 119ページ、18節負担金補助及び交付金の成年後見制度利用者補助金とありますが、この制度について少し教えていただきたいのと、この利用した人数といえますか、件数が分かったらお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 成年後見制度の内容についてでございますが、これは認知症や精神、知的障がいをお持ちの方がご自身で判断能力がなく、判断ができずに契約行為であるとか、福祉サービスの利用に当たって手続が難しいといった場合に家庭裁判所のほうで後見人をつけて、ご本人に代わってその後見人等が後見、補助、保佐人等ございますけれども、その方がご本人に代わって財産、それから生活のほうを守っていくといったような、簡単に言うとそんな制度でございます。今回の決算の人数ということでございますが、お二人でございました。内容のほうにつきましては、後見人に対する報酬の助成でございます。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で第3款の質疑を打ち切ります。

席の入替えはありませんか。

次に、第4款衛生費について説明願います。

池田健康づくり課長。

○健康づくり課長（池田 渉君） 続きまして、第4款衛生費についてご説明いたします。

136、137ページをお開きください。1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、主に職員の人件費並びにほっとHOT・中条及びにこ楽・胎内の施設維持管理に係る経費でございます。めぐりまして、138、139ページ、18節負担金補助及び交付金の下越福祉行政組合負担金は、中条地区休日診療所に要する経費の負担金であり、19節扶助費は精神障がい者の医療費及び社会福祉施設の通所者に係る交通費を助成したものでございます。

次に、2目母子衛生費につきましては、12節委託料での母子健康診査委託料は妊婦が出産までに行う健診を医療機関に委託する費用であり、19節扶助費では不妊治療の助成を行う特定不妊治療助成金、未熟児等で生まれた場合の医療費の一部を助成する養育医療費助成金、はぐりまして140、141ページ、子供の医療費を助成する子ども医療費助成金、妊娠届後、出産までの一定の期間の妊産婦の医療費を助成する妊産婦医療費助成金などが主な支出でございます。

次に、健康増進費ですが、7節報償費はがん検診や特定検診など、検診補助をお願いした在宅の保健師、看護師、保健推進員等への謝礼であり、12節委託料では特定健診や各種がん検診に係る検査業務等を委託した費用が主な支出です。

次に、4目予防費ですが、めぐりまして142、143ページの11節役務費の手数料は、結核予防ということから、65歳以上の胸部レントゲン撮影料が主な支出でございます。12節委託料では、予防接種法に基づく個別予防接種の委託料を、18節負担金補助及び交付金では救急医療を確保するため、中条中央病院の救急外来運営に係る経費の補助金が主なものでございます。19節扶助費の予防接種費用助成金は、高齢者や妊婦、中学3年生以下の子供のインフルエンザの予防接種の助成金が主なものであり、21節補償補填及び賠償金では予防接種健康被害に係る救済金を支出いたしました。

次に、5目環境衛生費につきましては、144、145ページの1節報酬で環境審議会委員の報酬、7節報償費で空き家等対策協議会委員及び畜産臭気チェックモニターの謝礼、10節需用費で緑のカーテンの普及促進を図るべく、高齢者世帯へ配付するゴーヤの苗の購入に係る費用、12節委託料で臭気測定、側溝清掃作業、不法投棄抑止のための環境パトロールのほか、第2次環境基本計画策定に係る支援業務委託、18節負担金補助及び交付金で広域葬斎センターの維持管理運営費用及び令和4年度から供用開始をめどに進めている新施設の改築整備に係る新発田地域広域事務組合への負担金、22節償還金利子及び割引料で市営霊園の墓地を返還した際に対する永代使用料の還付金を支出いたしました。

次に、2項清掃費ですが、1目塵芥処理費につきましては、146、147ページの12節委託料で、ごみ収集と分別収集に係る経費、指定ごみ袋の製造管理費を、18節負担金補助及び交付金でごみ焼却場や埋立て処分場の運営に係る新発田地域広域事務組合への負担金などを支出いたしましたし、2目し尿処理費では12節委託料で、し尿等下水道投入施設の維持管理としてし尿の収集業務に係る委託料を支出したほか、当該施設に投入されたし尿等は公共下水道施設である中条浄化センターを介して処理することから、18節負担金補助及び交付金で公共下水道事業に係る負担金を支出いたしました。

次に、3目し尿処理施設費につきましては、清掃センターの解体費用に充当したし尿処理施設運営事業基金に残余があったため、構成市村で取り交わされた合意書に基づき、それぞれの市村に精算金として分配したものであります。

以上で第4款衛生費の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、第4款衛生費について質疑を行います。ご質疑願います。

森本委員。

○委員（森本将司君） 145ページの12節委託料なのですけれども、すみません。今まで決算出ているながら、ちょっと分かっていなかったのですけれども、狂犬病予防という事務委託料あるのですけれども、日本で狂犬病ってほぼ駆逐されていると思うのですけれども、内容ってどういったものなのでしょうか。

あと、すみません。同じ節なので、その下の廃油処分委託料も併せてお答えいただけると助か

ります。お願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

狂犬病予防関係の委託料でございますが、これは獣医師に対する犬の登録手数料であったりとか、狂犬病予防注射をすると、その済証というのを交付することになっているのですが、この交付手数料であったりとか、あと鑑札という鑑札済証の交付事務ということで、獣医師の方にその事務を担っていただいたときにお支払いするというようなものでございます。

続きまして、廃油のほうなのでございますが、こちらのほうですけれども、塩谷集落の地内の諏訪神社の脇の山肌から自然由来の原油というものが湧き出てきて、以前それの対応措置として側溝を深く掘り下げたという工事をしたことはあるのですが、今回その場所ではなくて、ほかの場所のほうから油がにじみ出てきて、その側溝のほうに流れ込んでしまったという事案がありました。その事案を対応するために、場所が場所なだけに人力で油を取って回収し、廃棄物業者のほうに廃油として処分をしていただいたというようなものがこの内容でございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 塵芥処理費の関係ですけれども、一般家庭の可燃ごみの収集で、これは前からなのですけれども、曜日を決めて収集しています。それはそれでずっとそうなっていますけれども、特に町場のほうになると塵芥処理車が直接回ってくるところとステーションを設けてごみ出しをしているところがありますが、その割合といいますか、というのは統計上あるのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） その割合というのは私ども持ってございません。ないのですが、大体町内の方でもご存じのとおりオルゴール方式で回収、それ以外のところはステーション、またステーションとオルゴール方式の併用という集落もございまして、それぞれまちまちでございます。割合というのは持ってございません。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これは、もうずっと前からそうやっているもので、習慣化されていますから、それはそれで地域の人たちがそういう形でごみを出すことについてはいいとは思いますが、最近うちの周りもそうですが、アパートが物すごく増えて、アパート1棟、2棟まとめて収集場所を設けているところが多くなりました。不燃も含めてですけれども、ああいうところというのは委託業者との関係で、件数で委託料が決まるのか。ごみが減っていると言われていた割にはあまり委託料がそれほどさほど減らないというところは、そういうところにあるのかなと察するのですが、アパートはアパートできちっと管理してもらうために、町内のところに出さないということで件数が増えて、委託料も増えているというふうに見たらいいのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 最近多くなってございますアパートの件で、ごみステーションをそのアパートに設置するか、またその集落のごみステーションを活用するかというところは、アパートの経営者の方と区長さんとよくよく相談してもらって、決めていただいております。私どもごみの集回収のほうの委託をする際には、箇所ではなくて、ごみを収集する日数ということで計算してございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） 森本委員に関連した質問なのですけれども、先ほどの油が自然由来で出ているという話でした。それで、人海戦術で回収したということなのですが、今後やはりまた出る可能性というのはないのでしょうか。その辺お聞かせください。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

何分自然というか、あの地域の独特の問題でございまして、できる限りなければいいのでしょうけれども、最近の傾向からすると大雨が降った後あたりに油がにじみ出てくるというようなことも見受けられているようです。その集落の方では、もともとそういう地域であったというような意見も聞かれますけれども、その辺は十分私どももパトロールなどして、順次見てまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（渡辺栄六君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） やはり今お話ししたように、一時的に回収やっても継続的に出るのであれば、抜本的にやはり改善しなければいけないと思うのですけれども、その辺もよく考えてやっていただきたいと思います。

それで、別な質問なのですけれども、その上に自動車騒音常時監視委託料あります。これってどこでどのような形で監視しているのか、ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

こちらのほうですけれども、自動車騒音の4車線以上であるとか、そういった決まりがあるのですけれども、そういったところを騒音を測定をして、県のほうに報告するというような事務の流れになってございまして、令和2年度はその場所のほうも県のほうから指示がされるのですが、中条・紫雲寺線、西本町地内になるのですけれども、そちらのほうで昨年でいうと12月9日から10日の2日間で騒音の測定をし、県のほうに報告したというようなものでございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で第4款の質疑を打ち切ります。

次に、第5款労働費について説明願います。

南波商工観光課長。

○商工観光課長（南波 明君） それでは、第5款労働費につきましてご説明申し上げます。

決算書の148ページ、149ページをお願いいたします。労働費につきましては、例年同様の決算となったものは12節委託料の定住自立圏インターンシップ委託料、20節貸付金の新潟県労働金庫委託料のみでございまして、18節負担金補助及び交付金の新潟職業能力開発短期大学校産業教育振興協議会負担金につきましては予定しておりました事業のほとんどが中止となりまして、修学支援1人分のみの負担ということでございました。そのほか企業見学ツアーは、例年2回やっておりますが、予定していた2回とも中止ということで、それに対する支出はございませんでした。

以上で第5款労働費の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、第5款労働費について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で第5款の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。昼食のため、ここでしばらく休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 零時56分 再開

○委員長（渡辺栄六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第6款農林水産業費について説明願います。

榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） それでは、第6款農林水産業費についてご説明申し上げます。

150ページをお願いいたします。1項農業費、1目農業委員会費は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬22名分と農地のあっせんや移動に要した事務局運営経費が主なものでございます。

2目農業総務費では、農林水産課及び農業委員会事務局の職員29名の人件費及び事務的経費と大長谷と鼓岡集会施設の管理経費が主な支出でございます。152ページをお願いいたします。12節委託料の損害賠償交渉代理人委託料は、胎内アウレツ館の休止に伴う長期契約の解除により生じた損害賠償の協議について弁護士を交渉代理人とし、協議を委託するため交渉着手時に66万円

を支払っており、残りの66万円は訴訟提起、または調停申立てに至ったときに支払うという予定でございましたが、協議の長期化によりまして事故繰越しとなってございます。27節繰出金は、地域産業振興事業特別会計への繰出金でございます。

3目農村環境改善センター費は、農業環境改善センターの運営及び維持管理経費が主な支出であり、12節委託料の非構造部材耐震対策工事実施設計業務委託料は多目的ホール天井及び設備機器等の落下防止対策工事のための設計に係る委託であり、154ページに進みまして、14節工事請負費では非構造部材耐震対策工事、トイレ衛生設備の改修工事が主な支出でございます。

4目農業振興費は、各種農業振興事業に係る事務及び事業経費でありますけれども、1節報酬は熊出没時の対応と猿パトロールに参加した実施隊への報酬、7節報償費は会議、研修に伴う謝礼であります。12節委託料は、市所有黒川フルーツパークの栽培管理委託料、チューリップフェスティバル会場の栽培管理委託料、胎内市産のハム類の製造販売に係る特産品活性化推進業務委託料、農業振興地域管理システム改修等委託料は新しいバージョンに対応した機器及びソフトの改修が主な支出でございます。13節使用料及び賃借料は、黒川フルーツパークの作業機械のリース料、長池公園用地の借地料が主な支出であります。156ページ、14節工事請負費では、特産品活性化推進委託業務を終了し、民営化へ移行するため、複数施設で共有されていた電力の引込みを単独で引き込むための電源設備工事、冷凍機及び井戸ポンプの交換工事でございます。17節備品購入費につきましては、熊用のわなを2基購入してございます。18節負担金及び交付金では、各種団体への負担金と農業構造改善や基盤強化を図るための事業補助金でございますが、主なものは農業次世代人材投資資金は新規就農者4経営体を支援する資金、経営所得安定対策推進事業補助金は米政策事業の推進を行う胎内市農業再生協議会の人件費や事業費に対する補助金、機構集積協力金交付事業補助金は中間管理機構を活用し、経営転換や農地集積を行った補助金、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金は畜産クラスター事業により、阿賀北ファームが豚舎の移転、家畜排せつ物処理施設の整備を行った補助金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金は胎内市農業協同組合が第2カントリー脇にライスセンターの整備を行った補助金、胎内市鳥獣被害防止対策事業補助金はニホンザルに装着する生息調査用のGPSシステムの発信機、イノシシ用のくくりわな及び箱わなのほうの導入、猿の緊急捕獲活動に係る補助金であります。農地所有適格化法人経営発展支援事業補助金は、パイプハウス建設のための補助金、新潟フルーツパークへの補助金は借入れに対する償還元金及び利子、それと令和2年度は加工用ブドウの収穫量が減少したため、運営への影響を勘案し、補助金を増額いたしました。農業創意工夫応援事業補助金は、市単独で令和2年度から創設したものでございますが、12件の申請に対し補助金を交付しております。中山間地域等直接支払い補助金は、生産条件の不利地域における生産活動継続のための補助金、切り花農家生産支援補助金はコロナ禍の影響により切り花の需要が減少し、収入が減少した農家に対する給付金、環境保全型農業直接支払い交付金は化学合成農薬等を慣行基準か

ら5割低減させる取組に対する補助金でございます。

5目フラワーパーク費になりますが、胎内フラワーパークの維持管理に要する経費であり、2節給料は会計年度職員2名分、158ページ、15節原材料は市内農業者からの種苗の購入が主なものでございます。

次に、6目堆肥センター費は、堆肥センターの管理運営に要する経費であり、10節需用費の修繕料は攪拌機及び作業車両の点検修理、建物修繕が主な支出でございます。13節使用料及び賃借料は、老朽化したホイールローダーの入替えのためのリースであります。17節備品購入費は、落雷によりまして損傷した堆肥の計測器、トラックスケールを入れ替えてございます。18節負担金補助及び交付金は、会計年度職員2名の業務に必要な作業機械の技能講習の負担金でございます。なお、大雪によりまして被害を受けた脱臭装置上屋改修工事設計業務委託料49万9,000円を繰越明許いたしております。

7目畜産業費でございますが、畜産団地の牛舎及び堆肥舎の管理に要する経費であり、160ページ、18節負担金補助及び交付金ではコロナ禍の影響により和牛需要の低迷で、収入が減少した農家に対する生産支援給付金でございます。

8目農地費でございますが、これはほ場整備やかんがい排水、湛水防除事業、農道水路整備事業等の事業推進及び維持管理に係る経費でございまして、10節需用費の修繕料は宮久大橋床版修繕が主なものであり、12節委託料では農道、水路等の除草委託が主な支出でございます。なお、宮下大橋ほか2か所の農道橋の点検委託料5,650万円を繰越明許いたしております。14節工事請負費の農道補修工事は、市内7地区の農道補修工事、農業用水路補修工事では西本町地内の転落防止柵設置が主なものでございます。農業用施設補修工事は、小堀川排水機場のポンプ修繕工事、伊勢堀川の水路護岸補修工事が主なものでございます。18節負担金補助及び交付金では、県営ほ場整備事業、県営かんがい排水事業、県営湛水防除事業等への負担金、また伊勢堀川、小堀川排水機場管理団体への負担金、多面的機能支払い交付金が主なものでございます。なお、補正予算で実施するほ場整備事業負担金4,230万円を繰越明許してございます。

続きまして、162ページ、9目バイオマスタウン構想推進費は、バイオマス変換施設の管理運営に要する経費のほか、22節償還金利子及び割引料で交付金を活用し、導入した設備の一部に未使用の期間があると会計検査院から示されたことから、バイオマス環づくり交付金の一部を返還いたしました。

次に、2項林業費、1目林業総務費では、2節給料から4節共済費は胎内平周辺及び松くい虫対策と森林整備を行う会計年度任用職員の人件費、164ページをお願いいたします。12節委託料で森林保全管理事業委託は、荒井浜森林公園整備の委託料、松くい虫防除事業委託料の単独分は市内4か所の被害木の伐採、補助分については海岸部における有人、無人ヘリによる薬剤散布と被害木の伐倒駆除、薫蒸に要した経費が主なものでございます。13節使用料及び賃借料では、荒井

浜地内及び胎内平地内の生活環境保全林用地の賃借料が主な支出でございます。18節負担金補助及び交付金は、各種団体等への負担金、補助金であります。松くい虫被害防除対策事業補助金は2つあるゴルフ場が行う航空防除と伐倒駆除に対する補助金でございます。24節積立金は、今後本市が実施する森林の整備及びその促進に要する経費に充てるため、森林環境譲与税基金に積立てを行っております。

2目林業振興費では、12節委託料で民有林の間伐等の委託料、森林整備等委託料は今後森林環境譲与税を活用した森林整備の対象となる区域の調査を実施いたしました。18節負担金補助及び交付金の造林事業補助金は、森林所有者の負担を軽減するための間伐や路網整備に対する補助金でございます。

次に、3項水産業費、1目水産業振興費では、笹口浜休養広場の管理経費のほか、14節工事請負費は漁船係留施設に係る胎内川のしゅんせつ工事が主なものであり、18節負担金補助及び交付金では松塚漁港改修事業に対する負担金と維持管理への負担金、沿岸及び内水面漁業の振興のための補助金が主な支出でございます。

以上で6款の説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、第6款農林水産業費について質疑を行います。ご質疑願います。

羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 163ページ、バイオマス環づくり交付金の事業費返還金は、未使用のためという説明でしたけれども、その中身を教えてください。あと、今後は今までどおり、予定どおり進められることになるのか、それもお聞きします。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） バイオマスの返還金につきましては、補助事業を活用しまして施設を建設いたしました。その一部分であります、実証施設ということで始めたわけなんですけれども、新潟大学に実証研究のために導入した機械、装置、例えばたんぱく質の精製装置であるとかいろいろあるんですけれども、そもそも市の職員が使えるような、研究者が使うような装置でございまして、実証が終わった後使っていないということが指摘されまして、その部分、あと乾燥装置についても当初鶏ふんを利用したバイオマス施設でございまして、水分が多いという原料が搬入された場合にそこで乾燥して使うということで導入したんですけれども、ちょっとした、2年後から乾燥したやつを導入したものですから、常には使ってなくて、その中でもやはり水分が多いときには使っていたんですけれども、そこも認められず、3つの装置があるんですけれども、その使用してきた期間、使用していない期間、使用していない期間の割合というか、その分の返還をしたということでございます。

あと、施設の今後の運営でございますけれども、これまで議会の中でも令和4年までという話

はしてきましたが、今本当に今後どうするのだということで検討しているところであります。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） では、4年までの早めに切り上げようということで補助金を返されたのかなと思ったのです、最初は。では、そういうわけだったのですね。では、計画どおりにおやりになるということですね。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 私のほうがかつて携わっておりましたので、お答えをさせていただきます。

早めに切り上げてどうこうとかいうことではなくて、そもそもこの件に関しましては事業が終わってから会計検査を受検して、問題なしと、一部様々な質問はお受けしたのですけれども、問題なしということが、かなりの年月を経たから、その後使っていなかったとみなされる部分があるのではないかと。今担当課長が説明したとおりでございますけれども、そういうことを受けて、正直なところ必ずしも、はっきり言うと北陸農政局もそうですが、会計検査院の指摘が正鵠なものであるかどうかもどうなのだろうというのがございましたが、しかしそういう指摘があって、そういう処理をしなければいけないということで補正予算で議決をいただいて、返還を2年度においてさせていただいたと。今後のことについては、そもそもがこれ実証施設でございましたので、実用に至ればその用を、役目を終わるといったところでございます。したがって、前倒しとか、終わりを、終期を早めてということはあるわけですけれども、今こども担当課長が申しましたように補助金により取得した財産の処分制限期間等を勘案し、基本的にはその役目を終えているので、令和4年度で実証施設については休止というか、そういう方向づけになろうかと現状考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 今の関連ですけれども、返還金、これは昨年の第3回定例会の補正予算だったと思うのですけれども、今回の補正で956万4,000円ということですが、そもそも……

〔「今回の補正じゃないですよ」と呼ぶ者あり〕

○委員（丸山孝博君） いや、今回の決算で、失礼しましたけれども、昨年の第3回定例会では補正で出て、今回決算で確定した内容ですが、956万円というのは対象の補助金のうちのどれぐらいなのですか。何%ぐらいなのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 少々お待ちください。すみません。交付金をいただいた総額が1億6,400万円ぐらいでございますので、約6%弱の金額でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これ令和2年度の事業評価シートを見ると、炭化肥料を製造し、市内農家に販売するということになっているのですけれども、鶏ふんを主原料として。この鶏ふんを主原

料としているということですが、この鶏ふんというのはどこから購入しているのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 現在は関川村の鶏ふん農家からいただいております。以前は市内の鶏ふんを使っていたのですが、今その鶏ふんが売られるようになってきたものですから、なかなかそこからいただくという形はちょっと取れなくなったというところでございます。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これは、進出企業がなくて、先ほど市長が言われたように令和4年度をもって、どういう言い方したか、やめる、終わるみたいな話ですが、結局は実用化しなかったということで結論づけるということになるのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） かなり年月がたっておりますけれども、今実用化しなかったということではなくて、これはそもそも実証のための施設でございました。だから、実証の期間が過ぎれば本来的にその役目を終えるということが造った当初からそれは織り込み済みというか、想定しているところであったわけでございます。かなり前、年月がたったというふうに申し上げましたのは、だから実証段階が10年ぐらい前に終えたときに、実用するというふうに民間企業の方々が手を挙げていただいたところが資金繰りの関係、その他でできなくなりましたということで、公で一定期間行って、それから民間にお渡しをするとか、そういうことを考えられる余地はあったわけでございますけれども、民間の方々が頓挫したために、実用化のものについては、当時の判断として、しからばこれはいったんその事業を停止するというふうな判断に至って、実証はしかし一部の農家の方々が有機肥料として活用いただいていることもあり、実証期間を継続して今日に至っているという、そういう実態でございます。よろしくお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） そうすると、僅かだけれども、販売もやっているということで、これ歳入のほうにはちょっと見当たらないのですけれども、実際にはあるのですか。販売額というの出てくるのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 歳入のほうでございますが、財産収入の生産物売払収入というところに載っております。

○委員長（渡辺栄六君） 坂上委員。

○委員（坂上隆夫君） 157ページの負担金補助及び交付金、その中の鳥獣防止電気柵設置事業あるのですが、これの申請件数と地域が分かたらお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 電気柵の設置ですが、申請が9件ございました。夏井、栗

木野、鼓岡、坂井、坪穴、持倉でございます。夏井については4件ありますけれども、一応9件の集落でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 坂上委員。

○委員（坂上隆夫君） これってやはり去年、昨年より多い件数ということですか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 令和元年度が8件、2年度が9件ということで、同じぐらいの件数になってございます。

○委員長（渡辺栄六君） 坂上委員。

○委員（坂上隆夫君） ついでで同じ項目なので、また質問させていただきますが、有害鳥獣担い手緊急確保事業、これあるのですが、これ猟銃の鉄砲の免許の件だと思うのですが、昨年より多くなっておりまして、これ狩猟というか、鉄砲の免許を取った方が多いということでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 件数については1件なのでございますが、その申請内容によりまして、金額が同じ1件だとしても金額が変わると。保険料とか、様々診断書とか、いろんな項目ありまして、その項目によって金額が変わってまいります。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） 165ページで、上のほうの委託料ですけれども、そこで松くい虫防除事業委託料（単独）の部分なのですけれども、77万円ぐらいということで、これは松くい虫にかかった木の伐採の費用ということでした。それは、市民の方から要望を受けて伐採するものですか。それとも、こちらのほうからも気づいてそうしているのか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 基本的にはこちらのほうパトロールして、枯れているところという箇所が4か所あります。あと、また地域からそういった話もあれば確認しながら切るということでございます。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） 最近だいぶ松くい虫被害のほうは収まってきてはいますけれども、これ前年度の決算とはちょっと若干違うかもしれないのですけれども、113号線からちょっと内側に入ったところのやはり林あるのですけれども、結構松くい虫にかかっているのではないかなと、過去の経験から多分そうだろうと思われる木が結構広がってきているのです。そういうところの対応というのも今度は考えていただけるといのもあるのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長

○農林水産課長（榎本富夫君） 一応松くい虫の関係でございましてけれども、守るべき森林というところが例えば保安林とかございましてけれども、そういうところについては、これは引き続き防

除を実施してまいります。ただ、昨年が700本ぐらい、今年、令和2年度ですか、750本、また令和3年に入りまして、またちょっと増えているという状況もございます。ただし、どちらかというところと防除のしていないところが増えているような状況になっていると思います。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員に申し上げます。令和2年の決算についてお願いします。

○委員（渡辺秀敏君） はい。対応をお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 157ページに戻りまして、農業創意工夫応援事業補助金、12件で349万円ですけれども、何か画期的なものがあつたら教えていただきたいです。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） こちらにつきましては、先ほど申しました令和2年度からやりましたということで、目的につきましてはやる気のある農家、チャレンジしたい農家に対して何か支援していこうということで創設したものでございます。内容的には新規作物を導入していくと、新しい作物を作りたいというところ、あとドローンとかというスマート農業への支援、あと本当に新たなものにチャレンジしていきたいというふうな3つのメニューを設けましてやっております。

○委員長（渡辺栄六君） 坂上委員。

○委員（坂上隆夫君） 159ページ、15節の原材料についてですが、これ苗代上がっていますが、これは市内から買っているのでしょうか、それとも市外から買っているのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 市内農家、2農家から購入しております。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 先ほどに戻りまして、新規の作物は何か目新しいものがあつたのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） これまで市のほうで作られていないというものではなくて、その人が新しい作物に挑戦するというところで、里芋であるとかサツマイモがございました。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） 153ページの12節の委託料で、先ほど課長のほうから損害賠償の交渉でちょっと長引いているというふうなお話なのだけれども、アウレツの。今どういう状況で長引いているのか、その状況教えていただけますか。

○委員長（渡辺栄六君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） こちらにつきましては、平成30年の10月に契約を打ち切りたいということでこちらのほうから申出を行いました。その後何回も相手の会社とやり取りした中で、

だんだん内容が高度になってきたということで代理人に頼んだのですけれども、その後昨年の10月にこちらのほうの回答をいたしました。その後相手方から回答が来ないということで、こちらの弁護士に相談したのですけれども、一応こっちから回答しているのだから、向こうの出方を待つということで、あまり詳しいことは言えませんが、そういうような状況で、今のところは相手からの返事待ちみたいな形になってございます。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 詳しいことは別に申し上げて、でなくても分かりやすく説明をさせていただきます。

率直に言うと相手方が法外なといひましようか、通例考えられるところの金額の範囲内であればそれはそれで片づければいいところを非常に法外な要求をしてきているといったことでございまして、それをうのみにして我々が払う必要は全然ないのだと。だから、はっきりした姿勢を示し、弁護士にもその説明をし、弁護士もそういう姿勢を相手方に伝え、そういったところを伝えたら、今度は向こう側はきちっと、ではこれこれこういうこととございますというような反論はなされていないということとございます。したがって、そういった是々非々のところできちんと積み上げたもの、しかるべきものであるならばこちらは応じるという考え方でございしますが、理不尽なことにお付き合いをするということではないがために、向こうが何か言ってこないところは、きちっとそのままお待ちをしているといったこととご理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で第6款の質疑を打ち切ります。

次に、第7款商工費について説明願います。

南波商工観光課長。

○商工観光課長（南波 明君） それでは、7款商工費につきましてご説明申し上げます。

168ページ、169ページをお願いします。1項1目商工総務費につきましては、職員の人件費に係るもの以外はほぼ全てコロナ関連となっております。10節需用費の食糧費と12節委託料は、昨年度の夏の花火の打ち上げに係るものでございます。18節負担金補助及び交付金は、全てコロナ関連でございまして、消費喚起のための地域商品券及び食事券発行事業に関する補助金と事務の負担金、売上の減少が大きい事業者等に対する支援金などでございます。24節積立金は、コロナの影響により、特定の資金を借り入れた事業者に対する利子補給のための基金積立金でございます。

170ページ、171ページをお願いします。2目商工業振興費につきましては、予定していた通常の事業執行に要する支出がほとんどでございまして、コロナ関連は18節負担金補助及び交付金の

新型コロナウイルス感染症影響緊急対策事業支援負担金と中小企業等支援事業補助金のみでございます。

続きまして、172ページ、173ページをお願いします。3目観光費につきましては、7節報償費、講師等謝礼は道の駅キャッチコピーの募集に係るもの、胎内スキー場支援金返戻品はクラウドファンディングの返礼品でございます。10節需用費、消耗品につきましては、ワーケーション受入れ態勢構築のための各種購入費、印刷製本費はイベントカレンダー、お出かけマガジン「いろいろ胎内」の印刷費、修繕費は胎内スキー場、ロイヤル胎内パークホテルの修繕などが主なものでございます。11節役務費、広告料は、通常の観光振興に係る新聞広告、ウェブ広告のほか、胎内スキー場のクラウドファンディングに係る広告が主なものでございます。12節委託料は、きのと観光物産館、観光交流センター、胎内リゾートの各施設に関する管理運営委託料が主なものでございます。174ページ、175ページをお願いします。13節使用料及び賃借料は、ロイヤル胎内パークホテルにおける除雪車及びバスのリース料が主なものでございます。14節工事請負費は、胎内スキー場のリフトに関連する改修、ロイヤル胎内パークホテルにおける設備の改修などが主なものでございます。17節備品購入費は、ワーケーションのためのテーブルや椅子の購入費用が主なものでございます。18節負担金補助及び交付金は、胎内市観光協会の運営等に係る負担金、176、177ページをお願いします。コロナ対策としての観光誘客助成金、団体送客支援助成金が主なものでございます。

次に、4目クアハウスたいない費につきましては、12節委託料、クアハウスたいないの運営委託料が主なものでございます。

次に、5目樽ヶ橋遊園運営費につきましては、2節給料につきましては受付など9人の管理補助員等の給料でございます。7節の報償費につきましては、動物の移動や飼育指導に対する謝礼等でございます。17節需用費、印刷製本費は、入場券、ポスター、リーフレットの印刷費などでございます。178、179ページをお願いします。11節役務費、手数料は、動物の飼育に係る許可申請に必要な収入証紙の購入費が主なものでございます。12節委託料は、施設の改修に係る工事監理の委託料が主なものでございます。13節使用料及び賃借料は、アルパカの賃借料が主なものでございます。14節工事請負費は、受付と動物舎など、整備に係る工事費でございます。17節備品購入費は、リニューアルに伴うテーブルなどの家具類などの備品購入でございます。

以上で第7款商工費の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、第7款商工費について質疑を行います。ご質疑願います。

森本委員。

○委員（森本将司君） 173ページの12節委託料なのですけれども、ワーケーション受入れ態勢構築業務委託料について内容をお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 南波商工観光課長。

- 商工観光課長（南波 明君） こちらの委託料、エージェントと申しますか、旅行代理店に委託をいたしまして、モニターツアーの実施や広告、あと先々営業に使えるような資料の作成、そういったものを含めまして、一体的にそういったものを委託したということでございます。
- 委員長（渡辺栄六君） 森本委員。
- 委員（森本将司君） そのモニターでしたっけ。実際に参加された方の人数と構築後って実際にワーケーションされている方がいらっしゃるのかお願いします。
- 委員長（渡辺栄六君） 南波商工観光課長。
- 商工観光課長（南波 明君） モニターツアーにつきましては2回やってございまして、メディア向けのモニターツアー、こちらを1回、それが参加は2社で4名の方が参加されています。あと、エージェント向けのモニターツアー、こちら1回やっております、こちらが6社、11人の参加でございます。その後ということなのですが、市のモニターツアー、事業はこういったものがありまして、そのほか県も本当は今年モニターツアーをやる予定にしていたのですが、緊急事態宣言など様々なことでほとんど中止になってございまして、ですので実際のワーケーション受入れもまだそこまで至っていないという状況で、まずはまた一からというか、そういう状況かなと思っております。
- 委員長（渡辺栄六君） 坂上委員。
- 委員（坂上隆夫君） 179ページ、18の負担金補助金及び交付金のところで水道加入金とありますが、これ今まで樽ヶ橋遊園が水道加入していなかったということでしょうか。
- 委員長（渡辺栄六君） 南波商工観光課長。
- 商工観光課長（南波 明君） いえ。今までも加入してございましたのですが、様々工事して、水道の使用量も多くなるだろうというところで水道の口径を大きくしまして、それで差額みたいな形なのでしょうか、その差額の負担金が発生したということでございます。
- 委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。
- 委員（薄田 智君） 169ページの下の方、今回のコロナの対応の地域商品券の関係なのですが、3回ほどですか、地域商品券を発行して補助金を出しております。1回目は50%、2回目が30%、1万5,000組ですか。3回目が年末で50%を5,000組出しておられるのですが、消費喚起ということで目的はやったと認識していますが、どのぐらい消費喚起あったのかなという部分で検証しているのかなというのをまず聞かせていただきたい。
- 委員長（渡辺栄六君） 南波商工観光課長。
- 商工観光課長（南波 明君） 実際の額と申しましょうか、どれほどの経済波及効果というのはなかなか難しいものがございますが、一般的には商品券を使って購入するときに数%、数割の上乗せと申しましょうか、余計に買うということが多いというふうにされてございますので、その販売額の数割は少なくとも消費喚起には至っていると。そのほかそれ以外にも様々あると思いま

すけれども、そこは確実なところというふうには捉えてございます。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 税金1億円近い補助金を使って数%とかちょっとなんていうのは、ちょっといかなものかと私思っています、きちんとやはりこのぐらいのお金を使うのだったら、こういう経済効果があって、こういう市民の方に利点があるのですよというぐらいのやはり考えを持ってやらないといけないと私は思っています、あともう一つは今胎内市1万世帯ぐらいあるのですか。1万5,000組やったとき、申込みというのは何世帯ぐらいからあったのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 南波商工観光課長。

○商工観光課長（南波 明君） 申込みは4,000弱の世帯からございます。すみません。あと、薄田委員数%というお話でございましたが、私数%とお話もしましたが、数%から数割というふうになってございまして、すみません。ここははっきりとしたものが出ているわけではないのですが、数割というふうには言われてございますので、倍とまではいかないですけれども、数割は上乗せの購入があったというふうには一般的には言われてございます。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） すみません。ちょっとそれでもなお足りないというふうに思いますので、明確に、単純に例えば50%割引で売ったとするならば、その倍の売上額が少なくともあると。ですから、そこは説明が足りないので、ちょっと明らかに全ての額を販売、すなわちその券を販売をして、そして生じた売上げは幾らあって、そしてさらにその付加的な部分が、上乗せになる部分がパーセンテージでいうと数十%、割合でいうと5割までいかないかもしれないけれども、そういうものがあると。あと、経済波及効果というものはなかなか量る尺度が一定のものはございませんので、プラスアルファさらになると。直接の効果、直接効果額について担当のほうでは把握しているはずでございまして、それを補足して説明をさせていただきます。

○委員長（渡辺栄六君） 南波商工観光課長。

○商工観光課長（南波 明君） 大変失礼いたしました。第1弾の商品券、こちらにつきましては、市の補助と申しますか、これが1,500万円弱になりますけれども、1,500万円弱の支出に対して販売が3,000万円、これは倍ということでございます。第2弾の販売が補助、胎内市の支出がおおよそ4,500万円、販売が1億5,000万円、これ弱になりますけれども、おおよそ1億5,000万円ということでございます。商品券に関しましては、胎内市の支出が1,700万円強、1,700万円程度でございまして、その倍の約3,400万円、こちらが実際の販売額と申しましょうか、実際の券を使って、少なくともこれぐらいは経済が回ったということでございます。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 分かりました。先ほどの購入世帯、大体4,000世帯ぐらいが購入したのではないかというお話だったのですが、胎内市1万世帯あって、購入したのが半分満たないわけです。

特にやはりこういうやり方というのは、ある程度お金の余裕ある方がほぼ買えるわけではないですか。生活がやっとな人はなかなか買えないというのが私は実態だと思うのです。こういう部分でもうちょっとやはり公正な、言い方悪いのですが、やり方も検討するのも一つの方法ではないかなというふうな考えはお持ちなのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

あまねく1万何がしの世帯の人に全部行き渡るということは、一つ考えていくべき道筋であろうと思っております。ただ、かなり割安感はあるので、ともするとその4,000世帯というのが、だけれども自分はいいなという方が多かったのも実態ではないかなというふうに思っております。それでも今回お示したところは、さらに今薄田委員の言われるようなところも加味して、それでも広げて薄くご購入いただけるべくその額を引き下げて、今現在できるだけ多くの世帯の方に行き渡るようにと考えながら進めているところでございます。例えば3,000円程度で5,000円ぐらいのところということであれば、希望すれば、なかなかそれもやはり買ってはどうかなという方も中にはいらっしゃるかもしれないけれども、3,000円ぐらいのを買って、5,000円ぐらいの購入ができるとか、様々なサービスの供給を受けられるとかということであるならば、ご提示申し上げているのはかなりあまねく広くということになるろうかと思えますし、さらによくよくここがいろいろ賛否のあるところかもしれないのですけれども、まず商工業者の方々や事業者の方々をお支えしようというのが本旨であるといったところはお酌みいただければと思っているところでございますし、今回のところではそういったことの一方で、今お話のありました本当に生活に困窮しているの方々に対しては個別の支援を申し上げているということで、その辺り考えながら進めておりますこと、それから今後もさらに可能な範囲ではその両面を考えながら進めていきたいという考えでありますことをご理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺栄六君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 今の関連なのですけれども、昨年こういうお得な商品券の事業をやっても、自分で応募して、自分で買いに来てという人は、どの事業にとってもやはり3割、4割ぐらいの人が反応するという、果実を取りに来るとするか、ちゃんといただける人は。今年は地域お店応援券というので、あらかじめ世帯主に配付したという形を取りました。たしか今月の末までが使用期限だったのですけれども、やはり3割、4割の執行率なのか、それともどのぐらい今使われているのか、もし分かったら教えてください。

○委員長（渡辺栄六君） 南波商工観光課長。

○商工観光課長（南波 明君） 正確ではございませんけれども、これもまだ8割いかない程度、全ての世帯の方はまだどうもお使いになっていないということでございます。7割から7割強ぐらいのところでございます。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で第7款の質疑を打ち切ります。

次に、第8款土木費について説明願います。

田中地域整備課長。

○地域整備課長（田中良幸君） それでは、第8款土木費につきましてご説明いたします。

決算書180、181ページを御覧ください。1項土木管理費、1目土木総務費では、職員の人件費が主な支出であります。

2目終末処理費では、北排水処理場などの施設に係る光熱水費、維持管理委託料、排水処理場補修工事が主な支出であります。

次に、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費では、職員の人件費のほか、182、183ページの18節負担金補助及び交付金において道路関係の同盟会等負担金が主な支出であります。

2目道路維持費では市道全体に係るもので、10節需用費において道路照明や消雪施設の光熱水費、道路施設や除雪車両の修繕費、12節委託料において除排雪委託料、13節使用料及び賃借料において除雪車等借り上げ料、184、185ページ、14節工事請負費において道路、消雪施設、排水路の補修工事が主な支出であります。

3目道路新設改良費では、地域要望に関する道路整備及び胎内スマートインターチェンジの整備に関するもので、12節委託料において測量設計等委託料、14節工事請負費において道路改良などの工事費、16節公有財産購入費において道路事業用地購入費、186、187ページの18節負担金補助及び交付金において胎内スマートインターチェンジの詳細設計に伴うネクスコ東日本委託事業負担金が主な支出であります。

4目橋梁維持費では、12節委託料において橋梁点検業務委託料、橋梁修繕詳細設計業務委託料が主な支出であります。

次に、3項河川費、1目河川総務費では、12節委託料において河川の除草を行う河川環境整備委託料、18節負担金補助及び交付金において河川、ダム、海岸関係の同盟会等負担金が主な支出であります。

2目風倉発電所費では、県のダム管理経費等負担金が主な支出であります。

次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費では、188、189ページで職員の人件費が主な支出であります。

2目街路事業費では、12節委託料において中条駅のエレベーター保守点検委託料、施設管理運営委託料、22節償還金利子及び割引料において、国費を受けて事業を実施した中条駅について、事業費が確定し、減額したことによる社会資本整備総合交付金返還金が主な支出であります。減額の理由は、JR東日本へ委託し実施した事業費のうち、冬期間の降雪などの不測な事態に係る

経費を計上していましたが、順調に進み、その経費が不要となったためであります。

3目公園費では、190、191ページの12節委託料において公園の管理委託料、14節工事請負費において新型コロナウイルス感染予防対策として各公園のトイレ改修工事が主な支出であります。

4目緑化推進費では、街路樹や植栽ますの緑地管理委託料が主な支出であります。

次に、5項住宅費、1目住宅管理費では、職員人件費のほか、192、193ページの10節需用費において公営住宅の修繕費、12節委託料においてエレベーター保守点検委託料、公営住宅長寿命化計画策定業務委託料、14節工事請負費において公営住宅の補修等工事、18節負担金補助及び交付金において住宅建築リフォーム補助金が主な支出であります。

2目住宅建設融資費では、住宅建設及び宅地購入資金貸付金預託金が主な支出であります。

以上で8款土木費の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、第8款土木費について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） 193ページですけれども、住宅管理費の18節で負担金補助金のところで、住宅建築リフォーム補助金、これのまず申請件数と、あと不用額が、これ下のブロック塀等というこちらのほうもあるのでしょうかけれども、229万7,900円ということで不用額発生しているのですけれども、結局利用する人が、これは結局1回しか利用できないということで、もう既に頭打ちといえますか、そんな状況になっているのでしょうか。お願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 田中地域整備課長。

○地域整備課長（田中良幸君） まず、令和2年度の申請件数ですが、112件であります。リフォームの決算額が1,404万2,000円ということですが、全体の予算額は1,500万円で不用額が90万円ほどですけれども、こちらは工事を行っている最中に、途中で工事内容が変更になったりして増額になったりするときがあるので、その辺余裕を見ながら受付をしております。

ブロック塀は7人の申請で、91万1,000円ということであります。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） では、不用額についてなのですけれども、住宅リフォームで90万円しか出ていないということは、ブロック塀のほうで大体220万円ほど不用が出ているという、そういう見方でいいのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 田中地域整備課長。

○地域整備課長（田中良幸君） リフォームのほうで90万円ほどの不用額ですので、ブロック塀のほうで130万円ということであります。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 183ページの12節の委託料の中に、3行目のところに防雪ネット等設置撤去委託料1,300万円ありますけれども、これは何か所というのが分かれば。どれぐらいなのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 田中地域整備課長。

○地域整備課長（田中良幸君） 箇所数は、36か所であります。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これは、かなりやはり効果があるというふうに私は思うのですけれども、令和2年度は物すごい降雪で、あちこち傷んで破れてしまったところもかなり見受けられたのですけれども、途中でやはり補修もしないでそのままになっていたところがあるのですけれども、今後やはり途中ででも補修することによって、安心して交通、通行、車が通れるようなことが求められると思うのですけれども、その辺まではできたところとできなかったところがあったのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 田中地域整備課長。

○地域整備課長（田中良幸君） 一部防雪ネットが外れたりして、そのままになっていたところもあるのですけれども、今年度はそういうところにも十分注意しながら、なるべく通行に支障が出ないようにしたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で第8款の質疑を打ち切ります。

それでは、第9款消防費について説明願います。

田部総務課長。

○総務課長（田部雅之君） それでは、引き続きまして第9款消防費についてご説明させていただきます。

194ページをお開き願います。1項1日常備消防費では、消防署等常備消防に係る経費を賄うための新発田地域広域事務組合負担金でございます。

2目非常備消防費につきましては、1節報酬では消防団員の報酬が主なものでございます。令和2年度末の消防団員数は、女性10名、男性658名の合わせて669名でございます。また、8節旅費の費用弁償は、火災による出動1回、演習、訓練など20回、合わせて21回の消防団員の出動に要した経費であります。10節需用費の消耗品費は、活動服等が主な支出であります。18節負担金補助及び交付金では、消防団員の退職報償負担金等のための市町村総合事務組合負担金を支出いたしております。

次に、3目消防施設費の14節工事請負費では、乙地内の防火水槽撤去工事などを実施したものでありまして、めくっていただきまして196ページ、17節備品購入費では小型動力ポンプ1台、菅田に購入をいたしました。18節負担金補助及び交付金につきましては、村松浜、栗木野新田の消火栓2基の設置工事負担金でございます。

4目防災費の3節職員手当等では、市内におけるコロナ感染対応のほか、地震、大雪、大雨等

の自然災害の対応に係る時間外勤務手当でありました。10節需用費の消耗品費では、新型コロナウイルス感染症対策のため、地方創生臨時交付金を活用し、主に避難所の感染症対策に必要なパーティションや段ボールベッドなどの消耗品費等を、修繕費では防災行政無線のスキー場中継局電源装置の入替えなどが主な支出でございます。12節委託料では、防災行政無線保守点検委託料、ハザードマップデータ更新委託料等に要した経費が主な支出でございます。めぐりまして、18節負担金補助及び交付金では自主防災組織に対する14件の支出が主な支出となっております。

以上で第9款消防費の説明を終わります。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、第9款消防費について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で第9款の質疑を打ち切ります。

次に、第10款教育費について説明願います。

佐久間学校教育課長。

○学校教育課長（佐久間伸一君） それでは、第10款教育費についてご説明申し上げます。

決算書の200ページ、201ページをお開きください。第1項教育総務費におきましては、1目教育委員会費及び2目事務局費の教育委員会委員報酬及び職員給与等の人件費が主なものであります。202、203ページにお進みください。18節負担金補助及び交付金では、新潟食料農業大学開学支援補助金、ふるさと体験学習推進事業補助金等を支出いたしました。25節寄附金は、ふるさと納税をされた方の意向に沿って、その寄附金の一部を開志国際高等学校へ支出したものであります。

次に、2項小学校費におきましては、1目学校管理費の1節報酬は小学校の学習指導員等の報酬、2節給料は各小学校の技能員、介助員等の給料であります。204ページ、205ページにお進みいただきまして、11節役務費は校務支援システムの運用に伴う通信運搬費、12節委託料は各小学校の通学バス運行委託料が主な支出であります。13節使用料及び賃借料は、各小学校に設置しております校務用、教育用のコンピューター及びソフトウェアのリース料金が主な支出であります。206ページ、207ページにお進みいただきまして、14節工事請負費は各小学校の通信ネットワーク整備工事、黒川小学校給食搬入口新設工事が主なものであります。17節備品購入費では、GIGAスクール構想に基づく学習用端末、大型モニター、そして感染症対策としてのサーキュレーターなどの購入費を支出いたしました。18節負担金補助及び交付金は、コミュニティ・スクール推進のための補助金が主なものであります。21節補償補填及び賠償金は、4月、5月の臨時休校により影響を被りましたスクールバス運行業者の体制維持を支援するため、補償金を支出いたしました。

続いて、2目教育振興費では、スキー授業に係る経費のほか、12節委託料は英語指導講師派遣委託料、19節扶助費は要保護、準要保護児童生徒援助費が主な支出であります。

次に、第3項中学校費におきましては、1目学校管理費の1節報酬は中学校の学習指導員、部活動指導員、胎内市適応指導教室さわやかルームの指導員等の報酬であります。2節給料は、中学校の技能員及び介助員等の給料であります。208ページ、209ページにお進みいただきまして、7節報償費では今後の部活動の在り方を検討するための会議開催に伴う委員謝礼を支出いたしました。11節役務費は、小学校費同様、校務支援システムの運用に伴う通信運搬費、12節委託料は各中学校の冬期通学用バス運行委託料が主なものであります。13節使用料及び賃借料は、各中学校に設置しております校務用、学習用コンピューター及びソフトウェアのリース料金等であります。14節工事請負費は、各中学校の通信ネットワーク整備工事、中条中学校受水槽改修工事が主なものであります。17節備品購入費では、小学校と同様にGIGAスクール構想に基づく学習用端末、大型モニター、感染症対策としてのサーキュレーターなどの購入費を支出したものであります。210ページ、211ページにお進みいただきまして、18節負担金補助及び交付金はコミュニティ・スクール推進のための補助金、各種体育大会等に出場するための遠征費の補助金が主なものであります。21節補償補填及び賠償金では、コロナ禍により中学校2年生及び3年生の修学旅行のキャンセル料を支出いたしました。

続きまして、2目教育振興費におきましては、12節委託料は小学校と同様、英語指導講師派遣委託料、19節扶助費は要保護、準要保護児童生徒援助費が主なものであります。

次に、第4項幼稚園費では、胎内市学校保健会負担金を支出いたしました。

次に、第5項学校給食費、1目学校給食費につきましては、学校給食センターの運営費でありまして、1節報酬費は学校給食運営委員会委員報酬であります。コロナ禍で書面審議としたため、委員会を開催しなかったことにより支出はございませんでした。10節需用費は、給食センターの光熱水費、12節委託料は学校給食センターの給食調理配送業務委託料と給食受け取り後業務委託料、212ページ、213ページに進みまして、18節負担金補助及び交付金は週4回実施しております米飯給食に係る地元産コシヒカリと標準米との差額を補助する負担金が主な支出であります。

なお、令和2年度から黒川小学校、黒川中学校が自校式からセンター方式に移行しまして、市内全ての小中学校が学校給食センターから給食が配送されております。

次に、第6項社会教育費、1目社会教育総務費は、職員18名の給料及び各種手当が主なものであります。7節報償費の社会教育活動出場激励費は、社会教育関係で全国大会に出場した団体や個人に差し上げている激励費で、令和2年度はピアノコンクールでアジア大会に出場した方に支給したものであり、14節工事請負費の空調設備整備工事は教育相談室の空調を整備したものであります。また、18節負担金補助及び交付金の青年・婦人・文化団体の補助金では、社会教育関係団体に認定されている方々の活動費の一部を補助するもので、令和2年度はボーイスカウトの活動費に補助をいたしました。

214ページ、215ページに進みまして、2目生涯学習推進費、7節報償費の運営委員、指導者謝礼は放課後子ども教室や地域学校協働本部のコーディネーター等への人件費及び関係経費であり、17節備品購入費の事務用備品は地域コーディネーターが利用するパソコンとプリンターの購入に要した経費であります。

続きまして、同ページから216ページ、217ページにわたります3目文化財保護費は、文化財の保護、発掘調査、分析、イベント開催等に関する経費であり、主なものとしましては214ページ、215ページの2節給料で、会計年度任用職員は遺跡資料室での発掘調査の報告書を作成する上での補助員の給料であり、日常的な発掘業務に対する給料であります。216ページ、217ページの12節委託料の城の山古墳整備基本計画策定委託料は、城の山古墳の整備、活用に係る計画策定に要した経費であります。

次に、同ページから218ページ、219ページにわたります4目公民館費は、公民館の管理運営のほか、各種講座やイベントに要した経費であり、216ページ、217ページの1節報酬の会計年度任用職員報酬は中央公民館、黒川地区公民館に勤務する会計年度任用職員2名分の報酬であり、218ページ、219ページの12節委託料の施設管理委託料は、これら2つの施設の平日の夜と休日の職員がいない時間に貸し館があったときの管理をお願いしている費用であります。

220ページ、221ページに進みまして、5目産業文化会館費は、産業文化会館の貸し館業務のほか、施設管理運営にかかった経費であり、10節需用費の光熱水費は電気料が主なものであります。また、12節委託料の施設管理業務委託料は施設の受付業務と舞台操作業務を民間に委託した費用であり、14節工事請負費の施設整備工事は空調設備更新工事、中央監視装置更新工事などのほか、コロナウイルス対策としてトイレ改修工事に要した経費であります。

なお、ライブ配信工事及び直流電源装置更新工事に係る経費につきましては、令和3年度に繰越しいたしました。

次に、同ページから222ページ、223ページにわたります6目図書館費は、図書館の管理運営に関する経費であり、1節報酬は会計年度任用職員合わせて7名分の報酬であります。222ページ、223ページの10節需用費の図書は、図書1,985冊の購入に要した経費であります。

続きまして、以下各施設の管理運営に要する経費についてであります。7目陶芸研修所管理費は、半山にあります陶芸研修所に要する経費であり、12節委託料は陶芸教室講師に支払った費用で、夏、秋で3回の講座を行いました。

次に、同ページから224ページ、225ページにわたります8目郷土文化伝習館費は、樽ヶ橋にあります郷土文化伝習館に要した経費で、2節給料は会計年度任用職員1名分の給料であります。

次に、224ページ、225ページに進みまして、9目鉱物・陶芸館費は、クレーストーン博士の館に要した経費であり、12節委託料の施設管理業務委託料は民間業者による受付や管理等に要した経費であります。

なお、14節工事請負費ではコロナ対策工事としてトイレ改修工事に係る経費を令和3年度に繰越いたしました。

次に、同ページから226ページ、227ページにわたります10目文化教育交流促進施設費は、胎内自然天文館に要した経費であり、12節委託料の施設管理業務委託料はクレーストーンと同様、受付、管理に要した経費であります。

次に、226ページ、227ページに進みまして、11目昆虫の森費は昆虫の家に要した経費であり、こちら管理を民間に委託していることから、12節委託料で施設管理業務委託料を支出いたしました。

なお、14節工事請負費ではコロナ対策工事としてトイレ改修工事に係る経費を令和3年度に繰越いたしました。

次に、12目郷土文化保存伝習施設費は、シンクルトン記念館に要した経費であり、令和元年度から予約による運営を行っています。

次に、228ページ、229ページに進みまして、13目乙地区交流施設費はきのと交流館の管理運営に要した経費であり、こちらは正職員1人、会計年度任用職員1人の体制で運営いたしております。

次に、同ページから230ページ、231ページにわたります14目美術館費は、胎内市美術館に要する経費で、令和2年度も5つの企画展を行い、来場者数は8,171名でありました。

230ページ、231ページに進みまして、7項保健体育費の1目保健体育総務費は、スポーツ推進委員等の報酬や職員4人の給料など、人件費及び健康増進とスポーツ振興のための各種大会や教室などに要した経費が主なものであります。7節報償費の各種スポーツ大会出場選手激励費は、北信越大会や全国大会に出場した団体、個人に差し上げる激励費であり、令和2年度は116人の方々に差し上げました。232ページ、233ページに進みまして、12節委託料のスポーツバス運転業務委託料は、スポーツバスの運転業務を民間に委託した経費であります。

次に、同ページから234ページ、235ページにわたります2目体育施設費は各体育施設に要した経費であり、234ページ、235ページの12節委託料の社会体育施設管理運営委託料はふれすぽ胎内など14施設の管理と運営の委託に要した経費であり、14節工事請負費のプール上屋鉄骨解体工事は腐食が進んでいましたB&Gプールの上屋鉄骨解体に要した経費であり、陸上競技場改修工事は陸上競技場敷地内の水道管漏水工事に要した経費であります。

以上で第10款教育費の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、第10款教育費について質疑を行います。ご質疑願います。

羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 216ページになると思うのですが、黒川地区の公民館の講堂をお借りしたりするのですが、暖房が利かないので、11月から使えないのです。ですから、それは修理

していただけないのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤一孝君） 黒川地区公民館の暖房ということですが、黒川公民館の講堂のほう、こちらのほうの暖房機が壊れている状況がございまして、直すのにもかなりの金額がかかるというようなことがございまして、今現在予算的などところとちょっと調整をしながら、今後検討していきたいと思っております。

○委員長（渡辺栄六君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 203ページに出てくるふるさと体験学習の事業なのですが、令和2年はコロナの影響で、農家民泊はなかったのですが、こういった内容のふるさと体験だったのかということをお教えください。

○委員長（渡辺栄六君） 佐久間学校教育課長。

○学校教育課長（佐久間伸一君） お答えをさせていただきます。

内容でございますが、農泊を行わず、1泊2日の日程で、主な内容としてはカヌーの体験、または農作業体験といたしましてブドウ農園のほうに行ったり、また特産品の施設見学ということで、市内にありますワイナリーを含めた施設を視察したり、また自然体験ということで奥胎内のブナ林散策だったり、あとは胎内川流域の観察を行ったりということで実施したものであります。宿泊先としては、少年自然の家、黒川小学校に関してはコロナの関係で日程も合わなかった都合でロイヤルで宿泊をしたということでもあります。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） それと関連があるのかどうかは分かりませんが、206ページの教育振興費はスキー授業に係る部分のものということなのですが、市内の小学校のスキー授業の実績というか、実態というか、全ての小学校が取り組んでいるのかということをお聞かせください。

○委員長（渡辺栄六君） 佐久間学校教育課長。

○学校教育課長（佐久間伸一君） それでは、お答えさせていただきます。

スキー授業については、市内の小学校全学年胎内スキー場で実施しておりまして、低学年は雪遊び、3年生以上は実際にスキーを履いての指導員がついた中での授業を行っているということでございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 中学校は、それは中学校にお任せしているのですか、それとも中学校もみんな授業をやっているのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 佐久間学校教育課長。

○学校教育課長（佐久間伸一君） 令和2年度におきまして、市内4つの中学校も全部スキー授業を実施しております。中条中と黒川中学校だけは1年生のみであります。乙と築地については1、2年生ということであります。こちらについては教育委員会のほうでは移動のバス、そういったものの支援をしているということで実施されております。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 自分が生まれたふるさとが雪国でスキー場があるので、ふるさと体験でもいいのかなと私は思ったりするのですが、スキー授業のときのリフト券というのは全て無料で使っているのでしょうか。子供たちは、お金をいただかないで。

○委員長（渡辺栄六君） 佐久間学校教育課長。

○学校教育課長（佐久間伸一君） 小学校のスキー授業については、1,000円を各児童生徒から負担いただいています。これについては指導員の指導料等にも充てられますが、実際リフト券につきましては全員無料で使用させていただいております。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 坂上副委員長。

○委員（坂上清一君） 211ページ、21節補償金、先日一般質問で教育長に中学校、小学校の修学旅行どんなぐあいですかと一般質問をさせてもらったのですが、ちょっと早口で学校名はあれなのですが、2校なんかキャンセルしたみたいなのですが、その代替というか、修学旅行はしたのでしょうか。どうなのでしょう。

○委員長（渡辺栄六君） 佐久間学校教育課長。

○学校教育課長（佐久間伸一君） お答えをさせていただきます。

令和2年度に関しましては、本来令和元年度の年度末に行く予定だった2年生、そして通常どおり令和2年度に行く予定だった2年生、この2つが修学旅行行っておりますが、こういったコロナ禍もあって、当初予定しておりました関東方面、関西もありますが、そちらの変更を行ったということで、企画料をキャンセル料として発生したところでございます。中学校3年生については、県内において日帰りもしくは1泊で実施しております。ただ、黒川中学校については、保護者等との協議の結果、3年生については中止したというふうに伺っております。また、2年生については、やはり行き先を東京方面から県内等に変えておまして、中条中学校については阿賀野市のほうに行って、サントピアワールド行ってということであったり、ほか燕方面、長岡方面、糸魚川方面というようなことで、同じく1泊ないし日帰りで実施をいたしたというところでございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） 203ページの補助金なのですが、この中で食料農業大学の開学支援補助金あります。これってたしか前、複数年度で恐らく支援していると思うのですが、これいつまで続いたのでしたっけ。

○委員長（渡辺栄六君） 本間総合政策課長。

○総合政策課長（本間陽一君） これにつきましては、平成29年度に債務負担を設定させていただきました。総額で1億5,000万円を補助したもので、令和2年度が最終年度になっております。

〔「これで終わりだ」と呼ぶ者あり〕

○総合政策課長（本間陽一君） はい。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 228ページの美術館費で、先ほど課長の説明だと8,171名の入館者があったという説明でした。決算資料の資料請求で樽ヶ橋エリアで美術館8,200名、若干数字違うのですが、樽ヶ橋エリアの中で、コロナ禍で美術館だけが前年度比を上回って入場者があるのですけれども、健闘しているわけです。けれども、元年度は6,000人、2年度は8,000人を超えているわけですが、特に何か特徴的なことがあったのか。コロナ禍でよくこれだけ健闘しているなというふうに私は感じたので、お聞きしています。

○委員長（渡辺栄六君） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤一孝君） 胎内市美術館ですけれども、入場者が令和2年度については8,171人、令和元年が6,221人ということでございますが、昨年企画展の中で島田桃子さんのハワイアンキルト展というようなことで計画させていただきましたところ、これまでの企画展の中でも一番入場者が多いような状況ありました。それが約2,900人というような来場者をいただいております。そういった企画展の内容がよかったのかなというふうに思っております。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） それと、もう一点の223ページの図書費のところ、令和2年度は1,985冊の図書を購入したという説明でした。それで、4地区にそれぞれの図書館、図書室等があるのですけれども、そこ行くと古い図書についてはいまだに貸出しカードがあって、名前が入っているわけです。それは、読書の秘密というのが守られていないわけです。今はコンピューターで、パソコンで幾らでも貸出しできるようになっていますが、これは整備が進んでいないのではないかと思います。カード見ると名前が入って、日にち、いつからいつまで借りたというのは読書の秘密が守られていない。それ複数の人から指摘されているのですけれども、その改善というのはされる気があるのか。装置がなくても、ブラウン方式というやり方を取ればできるというのは承知していると思うのですけれども。

○委員長（渡辺栄六君） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤一孝君） 築地と乙交流館のほうの図書室と申しますか、図書コーナーございますが、そちらにつきまして委員お話しのようにまだカードというような状況がございます。その点どういった方向がいいのか今後対応を検討してまいりたいというふうに思います。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 私が調べたら黒川もあったし、西栄町の図書館にも一部見受けられて、古い本ほどやはりカードが入っていて、名前がまだ記入されています。そこはやはり早急に読書の秘密というのは守っていただきたいと思うので、お願いしたいと思います。要望だけしておきます。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で第10款の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。第11款公債費から歳出の最後までについては一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、一括して審査を行います。

それでは、第11款公債費から歳出の最後まで説明願います。

小熊財政課長。

○財政課長（小熊龍司君） それでは、引き続きまして第11款から最後の第14款までをご説明をいたします。

236ページをお開きください。第11款公債費です。1項1目元金につきましては、長期債償還元金の定期償還分が令和元年度との比較で約4,468万円の増額の18億5万758円、借換え分が9億7,753万8,000円、合わせまして27億7,758万8,758円でした。後ほどご説明いたします歳入の市債借入額との差引きによりまして、令和2年度末における長期債の元金残高は前年度末残高との比較で約3億7,110万4,000円の減額であり、197億1,655万8,000円となっております。長期債につきましては、近年辺地対策事業債など交付税算入が高いものを中心に借入れを行っておりまして、残高の約72%は交付税の基準財政需要額に算入されますことから、実質的な元金残高といたしましては約55億2,000万円となっております。

なお、借換えにつきましては平成22年度に借り入れた合併特例債が主なものであり、借換え前の平均利率が約1.14%に対しまして、借換え後の平均利率が約0.3%であり、借換え前の利率で借り続けた場合と比較いたしますと利子の差は約4,500万円の縮減となります。

次に、2目利子につきましては、長期債償還利子が8,437万8,047円で、一時借入金利子は基金の繰替え運用によるもので2万5,766円でした。

次に、238ページの第12款諸支出金です。1項1目公共下水道事業支出金は、4億2,755万6,000円

でした。これは、令和元年度の普通交付税の算定におきまして、基準財政需要額として算入された分と収入不足の補填分及び公営企業への繰り出し基準において、一般会計で負担することとなっております公共下水道事業職員の基礎年金に係る経費を支出したものです。

2目農業集落排水事業支出金につきましては、前年度の基準財政需要額に算入された分と収入不足の補填分及び農業集落排水事業職員の児童手当に係る3億91万円を、3目水道事業支出金につきましては水道事業職員の児童手当に係る経費2万円を、4目簡易水道事業支出金につきましては前年度の基準財政需要額に算入された分に係る934万5,000円を、5目工業用水道事業支出金につきましては企業債償還及び収支不足に係る145万6,458円をそれぞれ支出したものです。

なお、農業集落排水事業及び簡易水道事業各支出金につきましては、令和2年度から両事業が公営企業会計に移行したことに伴い、諸支出金からの支出となったものであり、令和元年度までは同様の趣旨でそれぞれ農林水産業費及び衛生費から特別会計への繰出金として支出していたものです。

次に、240ページの第13款災害復旧費につきましては、豪雨等により被災した飯角、平木田、下荒沢ほか8地区の農業関連施設の災害復旧工事費としていずれも緊急を要しましたことから、予備費を充用させていただき、911万1,300円を支出したものです。

次に、歳出の最後になりますが、242ページの第14款予備費です。予備費の充用先につきましては、243ページの備考欄に記載されておりますとおり、25の科目に対して3億7,527万4,000円の充用を行っており、豪雪による8款2項2目道路維持費に対する除排雪委託料としての充用3億2,814万8,000円がその大半を占めておりますが、その他主なものといたしましては2款1項7目財産管理費へは船戸地内の太陽光パネルの設置のための貸付地に隣接するのり面崩壊対策工事費に720万5,000円を充用したほか、その他7件の施設設備等の臨時修繕としてそれぞれの管理予算を計上している款項目に合計で535万1,000円を、3款1項3目老人福祉費へは豪雪による雪下ろし及び雪かき作業の増加により軽度生活支援事業委託料へ400万円を、3款2項2目児童措置費へは令和元年度の子ども・子育て支援交付金の返還金に559万7,000円を、また先ほど申し上げました13款1項1目農地災害復旧費へは農業関連施設の災害復旧に係る工事請負費へ1,168万3,000円をそれぞれ充用いたしました。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、第11款公債費から歳出の最後までについて質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で款ごとの歳出の質疑を打ち切ります。

次に、歳入の第1款市税について説明願います。

安部税務課長。

○税務課長（安部孝志君） それでは、令和2年度一般会計歳入の第1款市税についてご説明させていただきます。

別冊の18ページ、19ページを御覧ください。1款市税の調定額は38億5,240万76円、収入済額は37億4,222万5,293円でございます。不納欠損額は379万3,153円、収入未済額は1億638万1,630円となっております。徴収率は97.14%で、前年度に比べまして0.29ポイントの減となっております。収入済額は、前年度に比べ4,600万円ほど、率にいたしまして1.22%の減となります。また、一般会計歳入全体に占める市税の割合は17.44%、5.57ポイントの減となっております。税目ごとの収入済額について前年度と比較いたしますと、1項市民税は収入済額が14億1,082万4,582円で前年度に比べ1億円ほど、率にして6.71%の減となっております。

1項1目個人市民税は、前年度に比べ500万円ほど、率にして0.53%の減となります。

1項2目法人市民税は、前年度に比べ9,500万円ほど、率にして24.02%の減となります。新型コロナウイルス感染症の影響が主な要因と見ております。

次に、2項固定資産税は、収入済額は20億873万1,723円で、前年度に比べ6,900万円ほど、率にして3.6%の増となります。企業設置条例に伴う課税免除終了によるものが主な要因となっております。その内訳で見ますと、2項1目1節現年課税分の土地につきましては890万円ほど、率にして1.78%の減となっております。家屋では530万円ほど、率にして0.29%の増となっております。償却資産では7,400万円ほど、率にして12.75%の増となっております。

次に、2項2目国有資産等所在市町村交付金は、国、県が市町村に所有する固定資産について交付されるものでございまして、収入済額が3,499万1,600円、前年度に比べ250万円ほど、率にして6.88%の減となっております。経年による償却資産の減少が主な要因となっております。

次に、3項軽自動車につきましては、収入済額が1億919万9,592円で、前年度に比べ520万円ほど、率にして5.07%の増となっております。環境性能割が前年に比べ6か月分多くなっているほか、新規車検から13年経過した経年重課の車が増となっていること、また新課税の車が増加していることが要因となっております。

次に、4項市たばこ税につきましては、収入済額が1億5,610万8,046円で、前年度に比べ610万円ほど、率にして3.77%の減となっております。たばこ1本当たりの価格が上がってはおりますが、売り渡し本数が500万本ほど減少しているというのが要因となっております。

次に、5項鉱産税につきましては、収入済額が5,307万5,900円で、前年度に比べ970万円ほど、率にして15.53%の減となっております。原油天然ガスの産出量の減少に加え、それぞれの単価が低くなっていることが要因となっております。

次に、決算書の20ページ、21ページを御覧ください。6項入湯税につきましては、収入済額は428万5,450円で、前年度に比べ400万円ほど、率にして48.34%の減となっております。

以上で1款市税についての説明とさせていただきます。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、第1款市税について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 今説明受けまして、ほとんどが令和元年度比で減っているのに、増えているのが固定資産税と軽自動車税というふうに説明受けたのですが、固定資産税約7,000万円増えています。その中身というのはどう把握されているのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 安部税務課長。

○税務課長（安部孝志君） お答えいたします。

土地につきましては800万円ほど減っておりますし、家屋については200万円ほど増となっております。こちらは新築の住宅が増加している分が増えているというのと、償却資産で7,400万円ほど税金が増えております。こちらは先ほど申したように、課税免除が終わった、あるいは新規になりますが、資産が増えたというところで増加となっております。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） あと、軽自動車については、今景気があまりよくないので、軽自動車のほうがやはり買い換えるという部分では増えているのだと思うのですが、そういうことで考えていいのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 安部税務課長。

○税務課長（安部孝志君） 環境性能割が増えております。新車、新しい車を買っている台数がやはり前よりも増えていますので、13年経過する、そういった古い車と買い換えるというふうに、新しい車が増えているということです。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で第1款の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。第2款地方譲与税から第12款交通安全対策特別交付金までについては一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、一括して審査を行います。

それでは、第2款地方譲与税から第12款交通安全対策特別交付金までについて説明願います。
小熊財政課長。

○財政課長（小熊龍司君） 続きまして、第2款地方譲与税から第12款交通安全対策特別交付金までについてご説明をさせていただきます。

22ページをお願いします。第2款地方譲与税です。1項1目地方揮発油譲与税、2項1目自動車重量譲与税がそれぞれ微減となった一方、3項1目森林環境譲与税につきましては令和2年3月の法律改正により、令和2年度から前倒しで増額されることとなりましたことから倍増してお

り、地方譲与税全体で令和元年度との比較で207万8,986円増額の1億4,626万5,000円でした。

なお、森林環境譲与税の使途につきましては、法律の規定に基づき、今後遅滞なく公表することとしております。

次に、24ページの第3款利子割交付金につきましては、令和元年度より15万5,000円増額の238万6,000円、ページ進みまして26ページ、第4款配当割交付金につきましては70万7,000円減額の1,072万円、28ページ、第5款株式等譲渡所得割交付金につきましては572万7,000円増額の1,191万1,000円でありました。

続く30ページ、第6款法人事業税交付金につきましては、税制改正による法人市民税法人税割の税率低下に伴う減収分の補填措置として令和2年度から新たに県税である法人事業税のうちの一部が市町村へ配分、交付されることとなったものであり、4,451万8,000円でした。

次に、32ページ、第7款地方消費税交付金につきましては、一般財源分が令和元年度との比較で425万6,000円の減額となっている一方、令和元年10月からの消費税率引上げ分を社会保障施策の財源にすることとなっておりますことから、社会保障財源分は1億2,452万9,000円の増額となり、総額で1億2,027万3,000円増額の6億5,165万2,000円でした。

なお、社会保障財源分の事業への充当状況につきましては、決算書とともにご提出させていただいた資料のとおりとなっております。

次、34ページの第8款ゴルフ場利用税交付金につきましては、令和元年度より276万4,991円減額の3,719万9,568円でした。

36ページに進みまして、第9款環境性能割交付金につきましては、消費税率引上げに伴う恒久的減税措置として自動車取得税に代わって導入された環境性能割の一部が交付されるものであり、令和元年度の年度途中からの交付であったことから、令和2年度は392万1,000円増額の887万1,000円でしたが、これに関連して令和元年度に1,863万9,000円の交付があった自動車取得税交付金は廃止されております。

ここまでの8つの款は、国県からの交付金等であり、貴重な一般財源ではありますが、景気の動向等に左右されやすい傾向にあります。しかしながら、令和2年度におきましては8款合計の令和元年度との比較で1億5,456万円増加しております、その大きな要因は先ほど来申し上げました制度改正によるものとなっております。

次に、38ページの第10款地方特例交付金につきましては、個人住民税における住宅ローン減税や自動車税、軽自動車税、環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するために交付されたものですが、幼児教育無償化への対応として令和元年度に交付された子ども・子育て支援臨時交付金が令和2年度にはなかったことから、前年度比較で6,764万7,000円減額の2,764万3,000円となりました。

次に、40ページの第11款地方交付税です。普通交付税、特別交付税の合計の収入額は48億6,044万

9,000円で、令和元年度と比較いたしますと2億7,998万4,000円の増額でした。普通交付税につきましては、幼児教育、保育の無償化のための経費への措置、新たな歳出項目として地域社会再生事業費の創設、8割が交付税算入される辺地対策事業債の償還額の増などにより、令和元年度より1億5,565万4,000円の増額の42億7,119万9,000円、特別交付税では豪雪による対応経費の増などにより1億2,433万円増額の5億8,925万円でした。

次に、42ページ、第12款交通安全対策特別交付金につきましては、交通反則金を財源といたしまして、カーブミラーなど道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるため国から交付されるもので、令和元年度との比較で17万6,000円増額の215万1,000円でした。

以上で第2款地方譲与税から第12款交通安全対策特別交付金までの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、第2款地方譲与税から第12款交通安全対策特別交付金までについて質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で第2款から第12款までの質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。第13款分担金及び負担金から歳入の最後までについては、一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、一括して審査を行います。

それでは、第13款分担金及び負担金から歳入の最後までについて説明願います。

小熊財政課長。

○財政課長（小熊龍司君） 引き続き第13款から歳入の最後までのご説明をさせていただきます。

44ページをお願いします。第13款分担金及び負担金につきましては、令和元年度と比較いたしまして6,249万478円減額の8,002万9,180円でした。減額の要因といたしましては、保育の無償化に伴う入園児保育料負担金の減及び施設廃止に伴い、胎内市清掃センター構成団体負担金がなくなったことが主なものです。

次に、46ページからの第14款使用料及び手数料につきましては、令和元年度と比較いたしまして1,236万100円減額の2億2,089万4,933円でした。1項使用料につきましては、令和元年度との比較で949万1,400円の減額となっており、その要因といたしましては3目1節の樽ヶ橋遊園に係る商工使用料、4目2節の住宅使用料、5目4節の社会教育使用料のうち産業文化会館使用料の減が主なものであります。

また、48ページ下段からの2項手数料につきましては、令和元年度と比較して286万8,700円の減額であり、要因といたしましては2目2節のごみ処理及びし尿処理に係る清掃手数料の減が主なものです。

次に、52ページからの第15款国庫支出金です。令和元年度と比較しまして、35億625万5,993円増額の51億1,392万7,055円でした。この主な要因といたしましては、2項国庫補助金において、1目1節総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と2目1節社会福祉費国庫補助金の特別定額給付金事業に係る補助金の合わせて34億6,732万円ほどが新たに交付されたことなどにより、令和元年度と比較しまして約34億9,630万円の増額となったことが上げられます。

次に、58ページからの第16款県支出金です。令和元年度と比較しまして、4億948万7,353円増額の17億3,636万5,952円でした。1項県負担金につきましては約3,017万円の増額となり、1目1節社会福祉費県負担金の障害者自立支援給付費負担金の約1,218万円増額、2目2節児童福祉費県負担金の施設型給付費等負担金の約1,399万円増額が主なものです。

2項県補助金につきましては、約3億9,530万円の増額となり、60ページの4目1節農業費県補助金の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金の約2億3,683万円増額、産地生産基盤パワーアップ事業補助金の約1億5,224万円が新たに増えたことなどが主な要因です。

62ページの3項県委託金につきましては約1,598万円の減額となり、1目3節選挙費県委託金で選挙がなかったことから約2,034万円減額となる一方、4節統計調査費県委託金が令和元年度の農林業センサスと令和2年度の国勢調査に係る委託金の差引きなどにより447万円増額となったことが主な要因です。

次に、66ページの第17款財産収入です。令和元年度と比較いたしまして、約6,659万円減額の5,066万8,434円でした。1項1目財産貸付収入で、給食センター貸付料が約5,756万円なくなりましたこと、また2項1目不動産売払収入で約1,504万円の減額となったことなどが主な要因であります。

次に、68ページの第18款寄附金です。令和元年度と比較しまして、7億7,017万3,900円増額の12億3,046万7,353円でした。主な要因といたしましては、1項3目2節観光費寄附金が胎内スキー場支援寄附金により約2,460万円、1項5目1節ふるさと納税寄附金が約7億4,577万円それぞれ増額となったことによるものです。

次に、70ページ、第19款繰入金です。令和元年度と比較しまして、4億1,783万3,756円減額の6,258万4,963円でした。1項特別会計繰入金におきましては、農業集落排水事業及び簡易水道事業が公営企業会計に移行したことで、それぞれからの繰入金だったものが後ほどご説明します21款諸収入へ区分変更となったことなどにより、約3,900万円の減額となりました。

また、2項基金繰入金におきましては、令和元年度に行ったし尿処理施設運営事業基金の清掃センター解体工事に係る取崩し及びスポーツ振興基金の陸上競技場改修工事等に係る取崩し分がなくなったことなどにより、約3億7,884万円の減額となりました。

次に、72ページ、第20款繰越金です。令和元年度から令和2年度への繰越金は、6億1,395万

3,939円でした。令和元年度と比較いたしまして、約1,272万円の増額となっておりますが、繰越し事業への充当財源分を除きますと実質的な繰越額においては約3,376万円の減額でありました。

次に、74ページからの第21款諸収入です。令和元年度と比較しまして約534万円の増額、3億9,794万9,833円でした。総額の増加率といたしましては僅かではありますが、各項目によって増減が様々ございまして、主な内容としましては3項貸付金元利収入において、4目労働金庫預託金元金収入で1,000万円、5目中小企業育成資金貸付金元金収入で1,058万円のそれぞれ減額、5項雑入におきましては、76ページ、3目1節総務費雑入の元年度にありましたプレミアムつき商品券売上げ収入2,918万円がなくなりました。78ページに進みまして、2節民生費雑入の第三の居場所運営費助成金が1,000万円の増額、3節衛生費雑入のし尿処理施設運営事業基金精算金が約1,803万円の増額、進みまして80ページ下段、8節教育費雑入では前年度の陸上競技場改修工事に係る日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金が2,000万円皆減となっております。

また、82ページ、6項公営企業貸付金元利収入につきましては、第19款繰入金でご説明しましたとおり令和2年度から事業会計が公営企業会計へ移行したことに伴いまして、これまで繰入金で受け入れたものを諸収入に整理したものです。

次に、84ページをお願いいたします。第22款市債です。歳出の公債費でも申し上げましたとおり交付税算入率の高い起債を中心に借入れを行っているところでありまして、令和2年度は24億648万5,000円の借入れを行いました。令和元年度との比較では5億3,162万5,000円の増額となっております。

なお、歳出の長期債償還元金借換え分の財源となる借換債と交付税の財源不足を補う臨時財政対策債、また市税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行できる減収補填債を除く建設事業費等投資的経費に充当することを目的に借り入れた額は9億3,980万円で、令和元年度の同様の借入額との比較で1,660万円の減額となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（渡辺栄六君） それでは、第13款分担金及び負担金から歳入の最後までについて質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で款ごとの歳入の質疑を打ち切ります。

それでは、これより認定第1号の各款に共通する事項について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で認定第1号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第1号 令和2年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定について、直ちに

採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第1号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第1号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

これで本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、11月1日午前10時より、認定第2号から認定第7号までの質疑及び採決並びに意見の聴取を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時15分 散 会